

東久留米市公共下水道事業
公営企業会計移行

基本計画書

平成29年3月

東久留米市

目次

第1章	基本計画の目的と概要.....	1
1-1	基本計画の目的.....	1
1-2	基本計画の概要.....	1
1-3	地方公営企業法適用フローと基本計画策定の位置づけ.....	2
第2章	下水道事業の現状把握および経営上の課題.....	3
2-1	事業概要.....	3
2-2	事業投資額からみた管渠整備の推移及び課題の抽出.....	7
2-2-1	経営規模と総事業費.....	7
2-2-2	管渠整備の推移.....	8
2-2-3	ポンプ場施設.....	9
2-3	人口推計.....	10
2-4	財政分析および課題の抽出.....	11
2-4-1	団体間比較分析.....	11
2-4-2	時系列分析.....	18
2-4-3	財政分析から見える経営上課題.....	21
2-5	経営上の課題.....	22
第3章	地方公営企業法の適用の必要性等.....	23
3-1	本市下水道事業への地方公営企業法適用の必要性.....	23
3-2	地方公営企業法の概要.....	23
3-2-1	地方公営企業法の目的.....	23
3-2-2	地方公営企業法適用の意義.....	23
3-2-3	地方公営企業法適用の効果.....	24
3-2-4	地方公営企業法適用に伴う現行の官庁会計と公営企業会計の相違.....	25
3-3	公営企業を取り巻く状況.....	26
3-3-1	全国下水道事業の地方公営企業法適用の背景.....	26
3-3-2	全国下水道事業の地方公営企業法適用の状況について.....	26
3-3-3	国の動き.....	27
3-3-4	東京都内の下水道事業への法適用状況.....	28
第4章	地方公営企業法の概要と適用に関する基本方針の検討.....	30
4-1	地方公営企業法の概要.....	30
4-1-1	地方公営企業法の構成と内容.....	30
4-1-2	地方公営企業法を適用する事業.....	30

4-2	法適用に関する基本方針.....	31
4-2-1	地方公営企業法適用の対象事業.....	31
4-2-2	地方公営企業法適用範囲の検討・決定.....	31
4-2-3	処理分区および排水分区とセグメント会計導入の検討.....	34
4-2-4	法適用の予定期日.....	34
4-3	移行事務内容およびスケジュールの検討.....	35
4-3-1	法適用に関する作業の概要.....	35
第5章	固定資産台帳の整備（調査および評価手法の検討）.....	36
5-1	固定資産台帳の整備.....	36
5-1-1	地方公営企業法適用に伴う固定資産台帳整備の必要性.....	36
5-2	既存資料の状況把握.....	36
5-2-1	把握すべき資料概要.....	36
5-2-2	既存資料状況調査.....	37
5-3	固定資産評価手法の検討.....	39
5-3-1	固定資産管理単位の把握.....	39
5-3-2	地方公営企業法の適用に関するマニュアルが提示する資産単位.....	39
5-3-3	本市が保有する固定資産の概要と固定資産の種別.....	39
5-3-4	資産登録単位の種類.....	41
5-3-5	固定資産調査・評価の整理水準と必要資料.....	42
5-3-6	本市の資産登録単位.....	42
5-3-7	取得価額の算定方法.....	43
5-3-8	帳簿価額の算定方法.....	43
5-3-9	その他.....	44
第6章	移行事務（法適化に伴う事務手続きと調整事項）.....	46
6-1	事務執行体制に関する調査.....	46
6-1-1	現状収入フロー.....	46
6-1-2	現状支出フロー.....	47
6-1-3	現状工事・業務発注フロー.....	48
6-2	所管課との調整事項.....	48
6-3	制定・改定を要する条例・規則等の把握.....	50
6-3-1	法適用へ向けて制定をする条例・規則.....	50
6-3-2	条例・規則等の改定・廃止作業.....	50
第7章	システム導入の方針.....	51
7-1	本市下水道事業における地方公営企業会計関連システム導入状況.....	51
7-2	地方公営企業法適用に向けた各種システムの把握.....	52
7-2-1	地方公営企業法適用に向けた各種システム.....	52

7-2-2	公会計システムとの相違点.....	52
7-3	地方公営企業法適用に向けたシステムの整備方針.....	55
7-3-1	地方公営企業法適用に向けて導入を検討する各種システム.....	55
7-3-2	ストックマネジメントを目指したシステム.....	55
7-3-3	導入を検討するシステム構成図.....	56
第8章	法適用に係る移行スケジュール.....	57
8-1	法適用に係る全体スケジュールの整理.....	57

第1章 基本計画の目的と概要

1-1 基本計画の目的

「東久留米市公共下水道事業公営企業会計移行基本計画」(以下「基本計画」という。)は、公営企業会計移行が円滑かつ確実に移行できるように現状把握と経営分析を行い、運営上の課題の抽出と移行に伴い発生する事務・条例の改正・システム構築、作業工程などを整理することを目的に策定するものである。

1-2 基本計画の概要

本計画においては、以下の内容について検討・整理を行った。

i) 下水道事業の現況、概要

市における現行の下水道事業について、その内容を十分に把握したうえで、基本計画の策定を実施する。

ii) 下水道事業の財政分析

市の下水道事業の財政状況について、財政分析を実施する。

iii) 基本方針の検討

法適用における対象事業、法適用範囲および移行期間等について検討を行い、基本方針を策定する。

iv) 資料収集・整理

移行業務に必要な既存のデータベースおよび関係資料等の保管状況について調査、整理し、固定資産管理単位を決定するための基礎資料とする。

v) 資産調査・評価要領書の策定

前述の「資料収集と整理」の結果を踏まえ、下水道事業が保有する資産の調査および評価に関する事前準備として、固定資産の取得価額調査方法および評価方法を検討し、統一的な資産調査および評価ができるよう具体的な作業手順等をまとめた資産調査・評価要領書を作成する。

vi) 法適化に伴う事務手続きにおける課題の検討

現行の事務執行体制の調査や、関係部局との調整及び例規整備における課題を整理し、移行業務を計画的かつ円滑に行うため、必要な検討を行う。

vii) 法適化に必要なシステム検討

現行システムおよびその他の業務システムについて、法適用後の運用を検討し、各種システムの機能改修等の必要性を含めて、整理を行う。

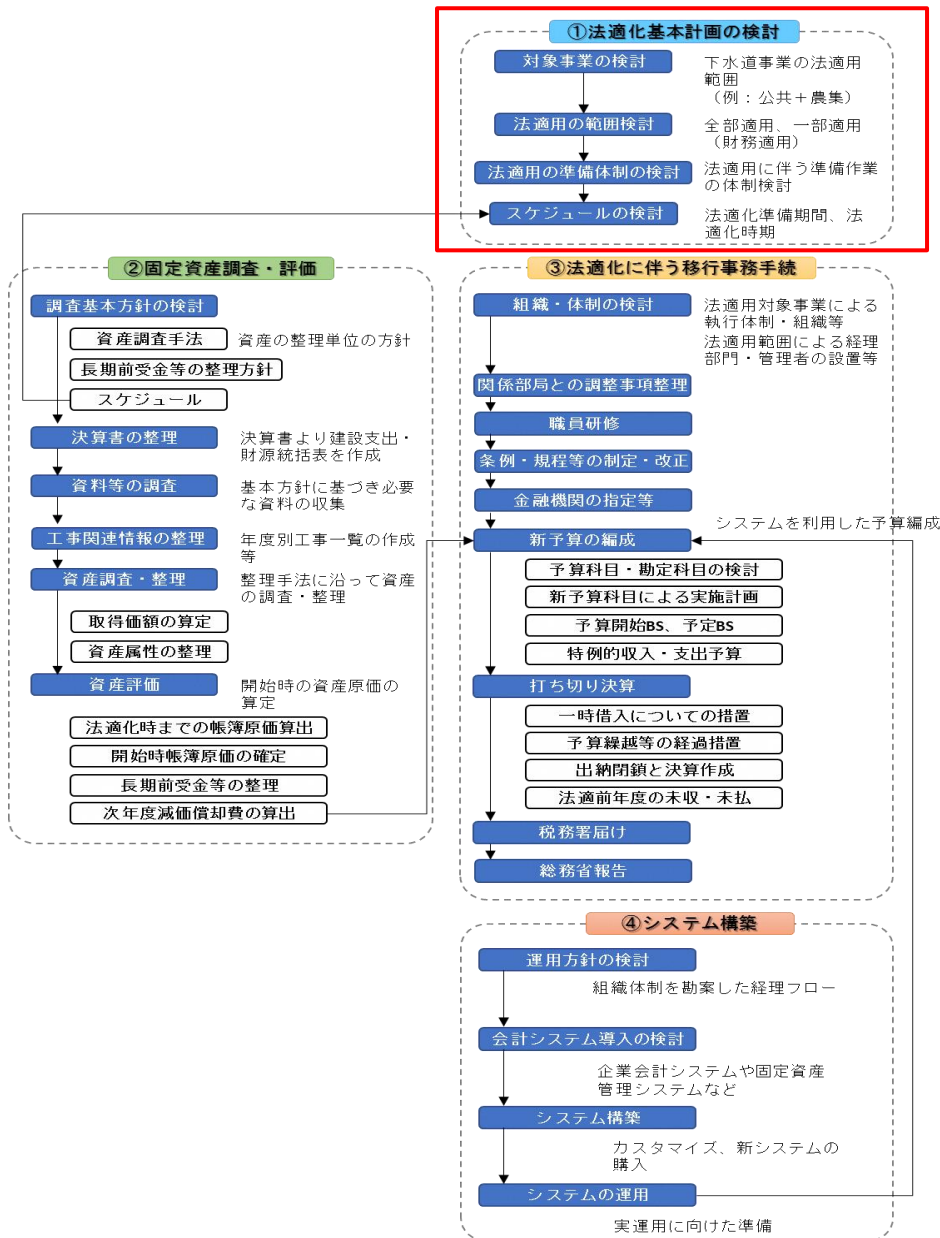
viii) 移行スケジュールの検討

前項までに検討した結果を踏まえ、移行業務の詳細なスケジュールの策定を行う。

1-3 地方公営企業法適用フローと基本計画策定の位置づけ

①法適化基本計画の検討については、下図のフローに示すとおり、移行事務手続きの準備と位置付けられる。本計画は次年度以降に行う②固定資産調査・評価、③法適化に伴う移行事務手続き、④システムの構築や導入など、移行事務手続きが滞りなく進められることを念頭に基本計画を策定する。

図表 1-1 地方公営企業法適用フローと基本計画策定の位置づけ



(出典) 公営企業会計導入調査専門委員会 [2015] 『下水道事業における公営企業会計導入の手引き』 日本下水道協会、8頁に加筆。

第2章 下水道事業の現状把握および経営上の課題

2-1 事業概要

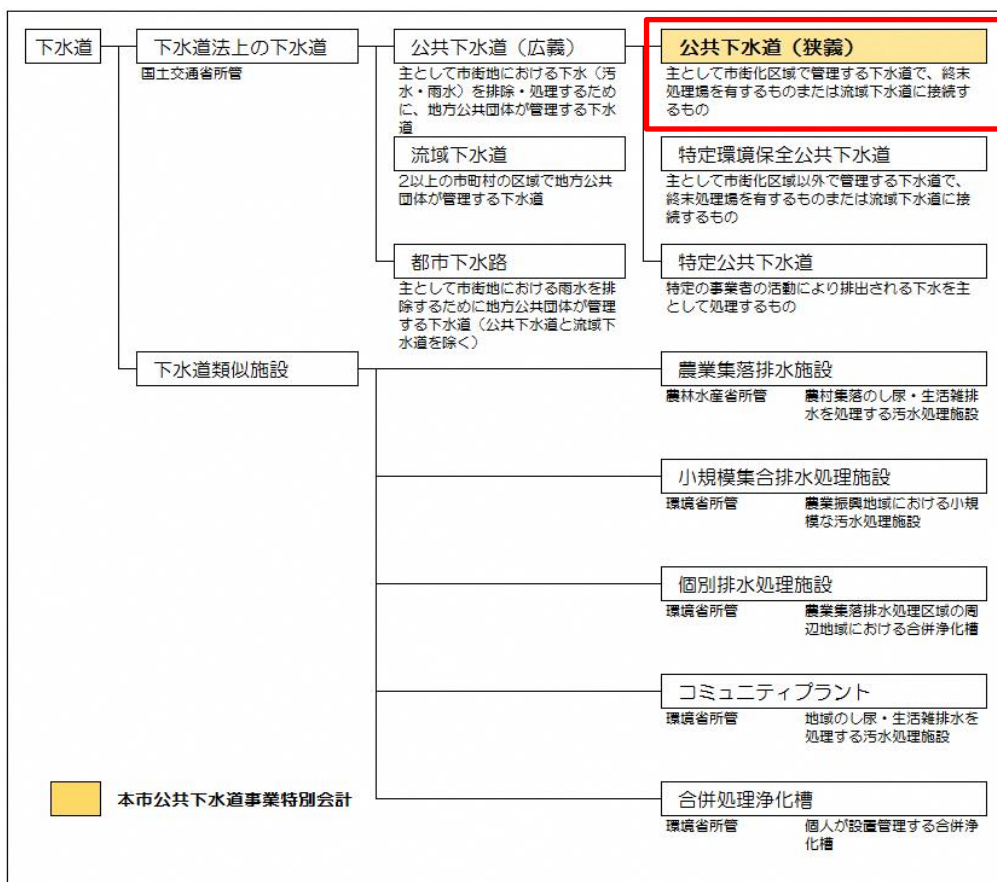
東久留米市公共下水道事業（以下「本市下水道事業」という。）は、昭和 39 年に滝山団地の土地区画整理事業とともに始まり、分流式下水道として、昭和 39 年 11 月に事業認可を取得し、昭和 43 年 6 月に供用を開始した。その後、昭和 53 年より流域関連公共下水道として整備を実施し、現在 10 処理分区に分け、流域下水道管渠へ流入させている。

本市が属する荒川右岸東京流域下水道では、東京都の清瀬水再生センターにて汚水処理が行われている。

雨水の排除については、荒川水系の新河岸川に注ぐ黒目川流域に位置し、市内の一級河川黒目川、落合川を放流先として、急激な市街地化に伴う浸透地域の減少、道路および宅地等の不浸透地域の増加による保水・遊水機能の低下や流出形態の変化、さらには放流河川の状況等を勘案したものである。

次の図表 2-1 は本市下水道事業の体系を図示したものである。

図表 2-1 本市下水道事業の体系



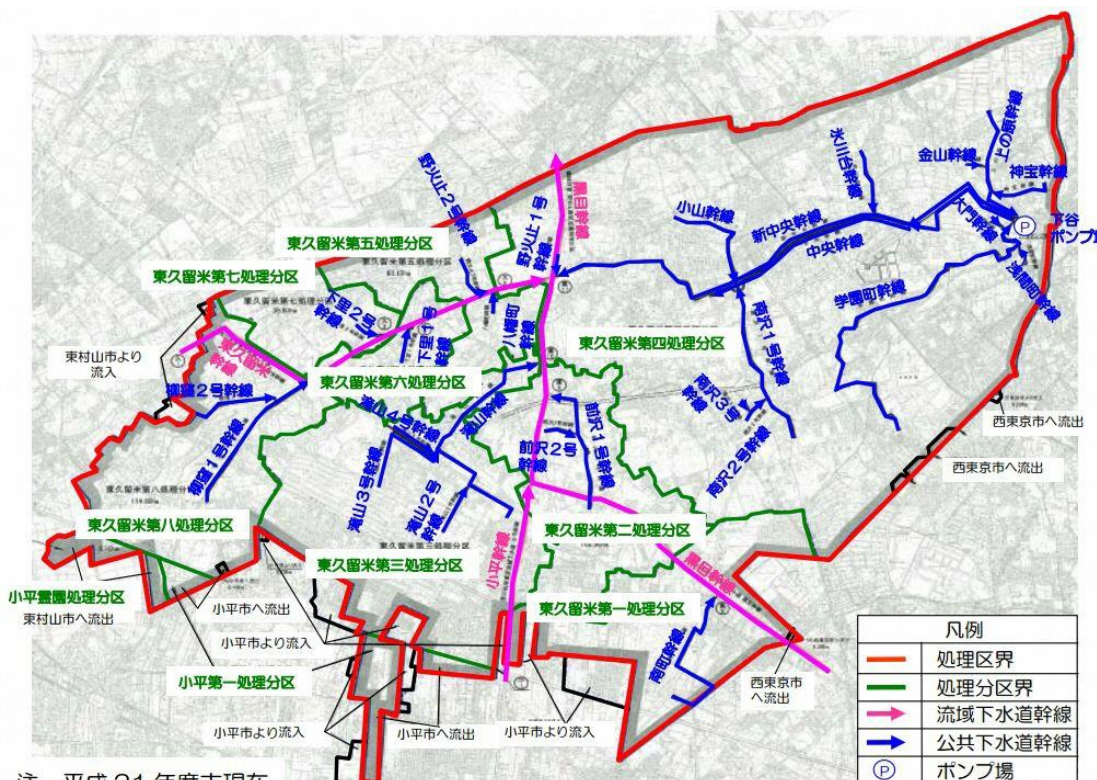
本市下水道事業の基本情報は次のとおりである（図表 2-2、図表 2-3、図表 2-4、図表 2-5、図表 2-6、図表 2-7）。

図表 2-2 公共下水道事業概況

基本情報	事業の種別	公共下水道事業
行政区域内人口		117,053 人
全体計画人口		109,100 人
現在処理区域内人口		117,053 人
下水道普及率		100%
行政区域面積		1,288ha
全体計画面積		1,292ha
現在処理区域面積		1,292ha
污水管布設延長		298km
雨水管布設延長		26km
現在晴天時平均処理水量		33,889 m ³ /日
年間汚水処理水量		13,125,157 m ³

（出典）平成 27 年度決算状況調査表 10 表。

図表 2-3 本市下水道事業（污水）の概要図



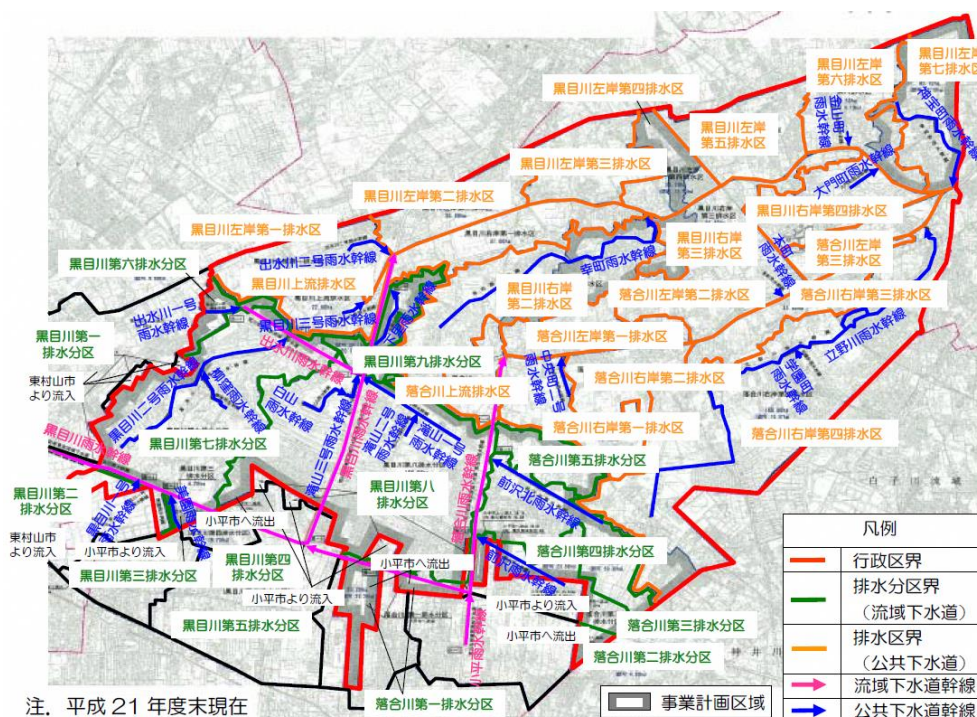
（出典）東久留米市都市建設部施設管理課 [2011] 「東久留米市公共下水道プラン」東久留米市、平成 23 年 3 月、9 頁。

図表 2-4 本市下水道事業（污水）の処理分区一覽

処理分区名称	面積 (単位：ha)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域下 水道の幹線名
東久留米 第一処理分区	100.1	黒-8	東久留米市 南町一丁目	黒目幹線
東久留米 第二処理分区	102.9	黒-9	東久留米市 中央町六丁目	黒目幹線
東久留米 第三処理分区	176.4	黒-10	東久留米市 八幡町二丁目	黒目幹線
東久留米 第四処理分区	632.7	黒-11	東久留米市 幸町五丁目	黒目幹線
東久留米 第五処理分区	60.1	久-5	東久留米市 八幡町一丁目	東久留米幹線
東久留米 第六処理分区	35.7	久-4	東久留米市 下里一丁目	東久留米幹線
東久留米 第七処理分区	38.8	久-3	東久留米市 下里五丁目	東久留米幹線
東久留米 第八処理分区	114.6	久-2	東久留米市 下里二丁目	東久留米幹線
小平 第一処理分区	21.8	小-1	小平市 花小金井三丁目	小平幹線
小平霊園 処理分区	8.9	小-1	小平市 花小金井三丁目	小平幹線

(出典)「東久留米市公共下水道(荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連) 事業計画(変更)協議書(第17回変更)」(平成27年度)

図表 2-5 本市下水道事業（雨水）の概要図



注. 平成21年度末現在

(出典) 東久留米市都市建設部施設管理課 [2011] 「東久留米市公共下水道プラン」 東久留米市、平成23年3月、14頁。

図表 2-6 本市下水道事業（雨水）の排水区分一覽

排水区分名称		面積（単位：ha）		備考	
		全体計画	事業計画		
黒目川排水区	黒目川第二排水区分	8.40	0.00	荒川右岸東京 流域下水道 (黒目川排水区・ 落合川排水区)	
	黒目川第三排水区分	4.20	4.20		
	黒目川第五排水区分	0.10	0.10		
	黒目川第六排水区分	8.90	8.90		
	黒目川第七排水区分	103.80	103.80		
	黒目川第八排水区分	156.60	156.60		
	黒目川第九排水区分	20.10	20.10		
落合川排水区	落合川第一排水区分	20.20	20.20		
	落合川第二排水区分	4.30	4.30		
	落合川第三排水区分	23.50	23.50		
	落合川第四排水区分	50.30	50.30		
	落合川第五排水区分	19.50	19.50		
黒目川上流排水区		22.60	22.60		東久留米市 公共下水道 雨水整備計画
黒目川左岸第一排水区		37.10	0.00		
黒目川左岸第二排水区		30.00	0.00		
黒目川左岸第三排水区		37.90	0.00		
黒目川左岸第四排水区		23.20	12.70		
黒目川左岸第五排水区		41.30	0.00		
黒目川左岸第六排水区		31.40	0.00		
黒目川左岸第七排水区		51.20	51.20		
黒目川右岸第一排水区		37.00	0.00		
黒目川右岸第二排水区		84.70	33.50		
黒目川右岸第三排水区		29.80	9.55		
黒目川右岸第四排水区		39.40	0.00		
落合川上流排水区		20.10	0.00		
落合川左岸第一排水区		30.20	0.00		
落合川左岸第二排水区		48.40	0.00		
落合川左岸第三排水区		20.00	0.00		
落合川右岸第一排水区		39.50	0.00		
落合川右岸第二排水区		26.70	0.00		
落合川右岸第三排水区		31.80	0.00		
落合川右岸第四排水区		189.80	10.37		

(出典)「東久留米市公共下水道（荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連）事業計画（変更）協議書（第17回変更）」（平成27年度）

図表 2-7 公共下水道事業の施設概要

下水道事業種別	施設概要	数量
公共下水道事業	管路延長	約 324km
	汚水中継ポンプ場	1 箇所
	マンホール形式ポンプ場	21 箇所
	雨水調整池	4 箇所

(出典)平成27年度決算状況調査表 10 表。「東久留米市公共下水道プラン」（平成23年3月）を加筆

2-2 事業投資額からみた管渠整備の推移及び課題の抽出

2-2-1 経営規模と総事業費

1 本市公共下水道事業の現状整理

現状の経営規模、重要な管理項目や、独立採算に関する事項を下図のとおり整理した。

図表 2-8 現状整理

項目	公共下水道事業
H28 歳入予算規模 (千円)	2,923,246
H28 年度末見込地方債残高 (千円)	9,252,589
H26 汚水処理原価 (円/m ³)	162.74
H26 使用料単価 (円/m ³) (使用料単価÷汚水処理原価)	143.43
国庫補助事業の有無	あり
受益者分担金の有無	なし

(出典) 東久留米市「平成 28 年度下水道事業特別会計予算書」
総務省自治財政局編 [2014] 『地方公営企業年鑑 第 62 集』(総務省 地方公営企業決算,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html, 2016 年 12 月 9 日閲覧。)

2 下水道事業等の現状分析

① 事業規模等 (平成 28 年度)

予算規模について、平成 28 年度の公共下水道事業の歳入予算の合計は約 29 億円である。

② 特記すべき事項

- i) 汚水処理原価、使用料単価は、事業に要する必要費用と収益情報である。本市下水道事業では、現状必要経費に占める料金収入の割合が 67% である。
- ii) 国庫補助金、受益者分担金は、将来建設改良に対する充当資金として把握すべき重要な項目である。
- iii) これまでの事業費は、約 481 億円に達しており、主な用途は、管渠費 (総事業費の約 81%) と流域下水道建設負担金 (同約 15%) である。

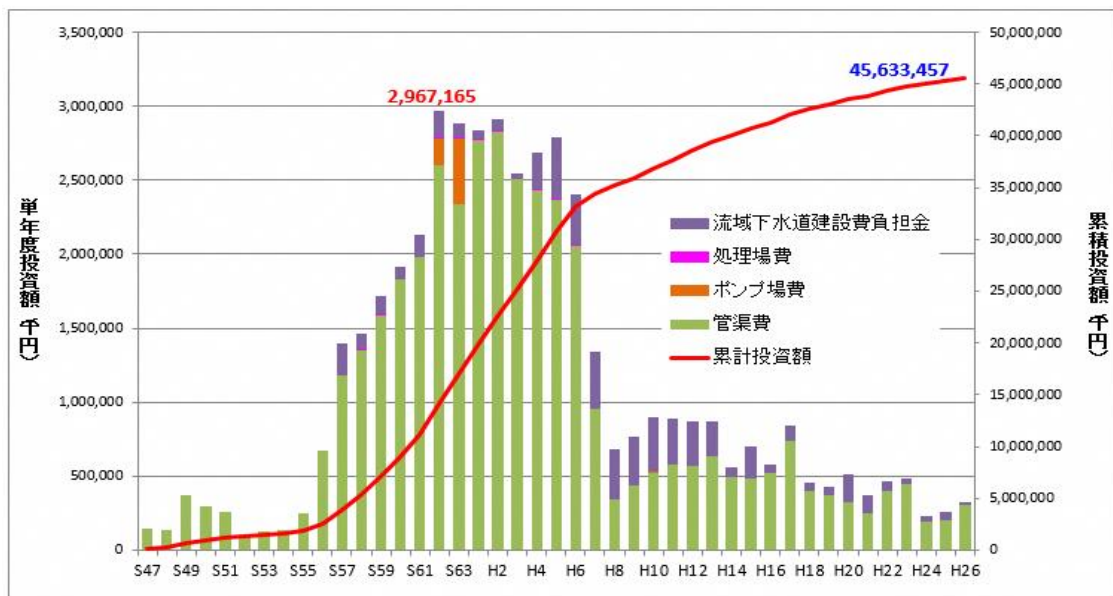
図表 2-9 東久留米市公共下水道事業の総事業費とその用途の内訳

		公共下水道事業	
		費用(千円)	割合 (%)
総事業費		48,156,268	100.00
内 訳	管渠費	39,180,457	81.36
	ポンプ場費	652,887	1.36
	処理場費	878,363	1.82
	流域下水道建設負担金	7,444,561	15.46
	その他	0	0

(出典) 平成 27 年度決算状況調査表 10 表。

本市下水道事業は、昭和 39 年度から着手され、平成 26 年度までの過年度別投資額のピークは、昭和 62 年度で約 29 億円／年の投資となっており、以降は平成 7 年度を境に低減傾向にあり、平成 26 年度では、約 3 億円／年となっている。

図表 2-10 東久留米市 公共下水道事業投資額



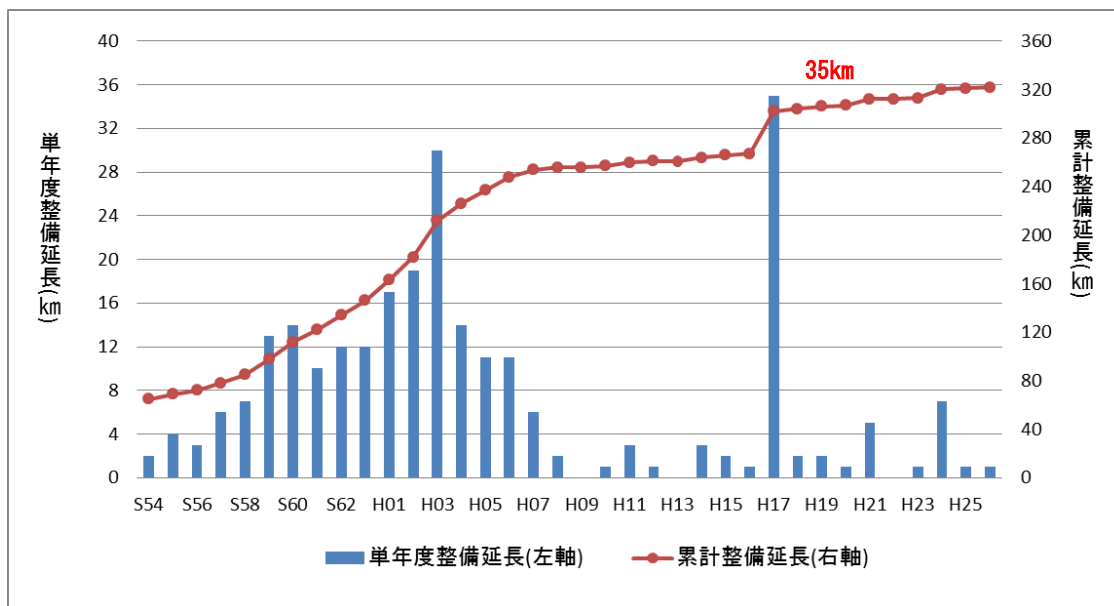
(出典) 決算状況調査表 10 表に基づき作成。

2-2-2 管渠整備の推移

本市下水道事業の管渠整備状況は次の図表 2-11 のとおりである。

平成 26 年度までの整備延長の合計は約 322km に達する。平成 26 年度では、約 1km／年となっている。

図表 2-11 管渠の単年度整備延長と累計整備延長の推移



(出典) 決算状況調査表 10 表に基づき作成。

本市下水道事業は、昭和 39 年度に建設を開始し、古いものでは法定耐用年数である 50 年を経過している。また昭和 60 年以降、集中的に管渠整備を行っているため、今後耐用年数を超える管渠が増加し、破損等に起因する道路陥没等のリスクが増大する。このため、管渠の改築・長寿命化等の対応を行う必要がある。

2-2-3 ポンプ場施設

本市下水道事業のポンプ場施設は、ポンプ場 1 箇所(下谷ポンプ場)、マンホール形式ポンプ場 21 箇所および調整池ポンプ(雨水ポンプ)となっている。

下谷ポンプ場は、流域下水道管渠まで自然流下で流入させることができない、市内の約 165ha (平成 27 年度末現在)の汚水の中継し、圧送する重要施設であり、平成元年度から稼働を開始している。

図表 2-12 下谷ポンプ場の概要

ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力
下谷ポンプ場	沈砂池 (砂溜り)	2池	鉄筋コンクリート造 巾 1.8m×長 2.0m×水深 0.70m	沈殿率 0.27 サンドポンプ φ80mm×0.5m ³ /分
	スクリーン	2基	細目バースクリーン 自動式(間欠式)	
	ポンプ設備	5台 内予備 1台	水中汚水ポンプ φ250mm×6.2m ³ /分	揚水量 24.8m ³ /分
	脱臭設備	1式	活性炭吸着方式	
	自家発電設備	1式	受変電設備、自家発電設備他	
	沈砂池 ポンプ室、 棟屋	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階：沈砂池室、脱臭機室 地上1階：搬出室、電気室、 自家発電機室	

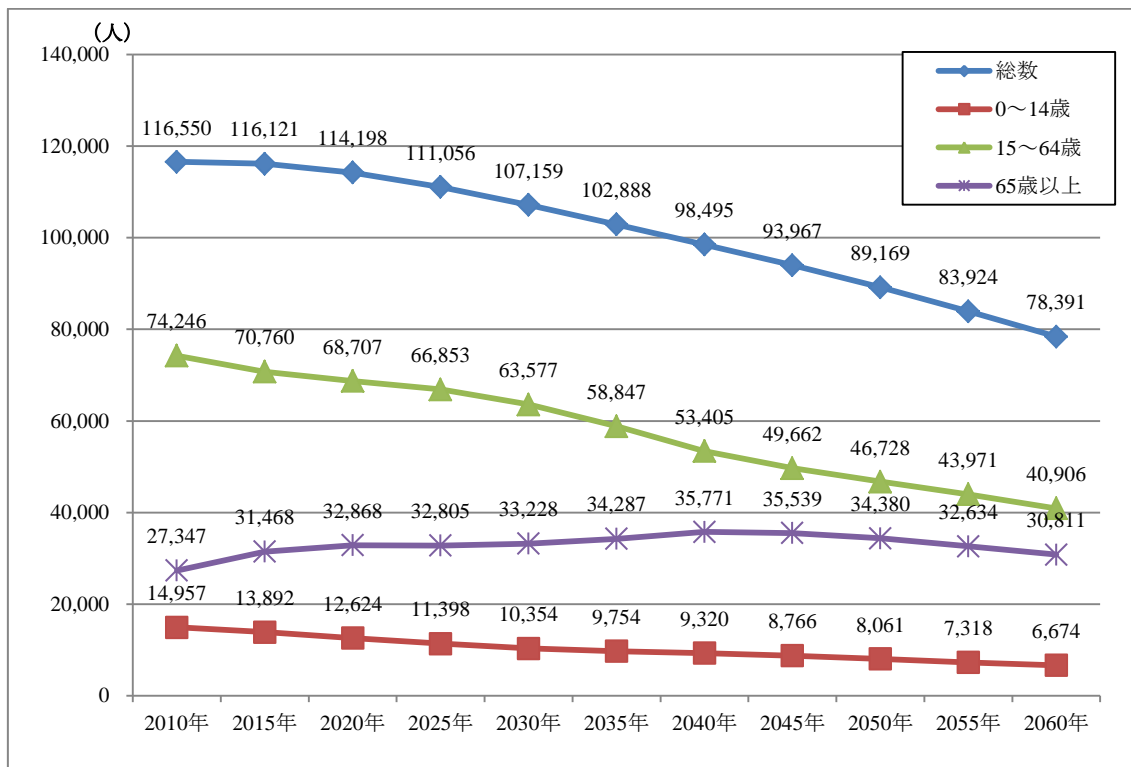
(出典) 東久留米市都市建設部施設管理課 [2011] 「東久留米市公共下水道プラン」 東久留米市、平成 23 年 3 月、18 頁。

ポンプ場施設の機械・電気設備の法定耐用年数は 10～25 年となっているが、下谷ポンプ場については供用開始以降、改築・更新等を行っていない。

2-3 人口推計

本市の人口は今後、加速度的に減少していくことが予想される。2010 年を基準とした場合、20 年後の 2030 年には約 9,000 人、40 年後の 2050 年には約 27,000 人の人口減少が見込まれる。

図表 2-13 社人研推計準拠の将来人口



(出典) 「東久留米市人口ビジョン」 (平成 27 年 10 月)

2-4 財政分析および課題の抽出

一般的に財政分析(経営分析)の手法には団体間比較分析と時系列分析(経年分析)の2つがある。本計画においても、この2つの分析手法をとることとする。

2-4-1 団体間比較分析

1 比較団体の抽出

本計画での比較団体は、本市に近接する団体という観点から比較団体を抽出することとしている。

ここでは、総務省自治財政局公営企業課等『経営比較分析表』(平成 26 年度版、以下、『経営指標』)を利用して隣接する団体を抽出した上で、経営指標を利用した比較を行い、経営上の課題を理論的に析出することを試みる。

団体間比較分析は各事業の損益構造や財政構造を把握し、特に近隣団体との比較のなかで自らの事業の弱みと強みを把握することとなる。分析の結果導かれた「弱み」を改善すること、また、「強み」をより伸張することにつながる有益な方法ではあることを付言しておきたい。

ここでは、本市に近接する自治体である西東京市、清瀬市、東村山市、小平市の4団体を抽出した(図表 2-14)。

図表 2-14 抽出した近隣団体

	東久留米市	西東京市	清瀬市	東村山市	小平市
処理区域内人口	116,610 人	198,357 人	74,252 人	150,993 人	187,328 人
供用開始年	S43	S58	S56	S54	S50
適用区分	法非適用	法非適用	法非適用	法非適用	法非適用
排除区分	分流	分流	分流	分流／合流	分流／合流

(出典) 総務省自治財政局編 [2016a] 『地方公営企業年鑑第 62 集 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)』に基づき作成した。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei26/index.html, 2017 年 1 月 13 日閲覧。)

2 経営指標の選択と検討

ここでは「経営比較分析表」を用いて現状分析を行う。経営指標には、「財政計画に関する重要指標」と「投資計画に関する重要指標」が存在し、前者は「経営・財政面での指標」、後者は「事業・施設面での指標」と位置づけられる。なお、地方公営企業法適用後は、前者が「収益的収支」、後者が「資本的収支」に該当する指標となる。

(1) 経営・財政面での指標

① 収益的収支比率¹

企業の収益性を判断する指標である。当該年度において、料金・使用料収入と他会計繰入金等の収益で、総費用と地方債償還金がどの程度賄われているかを表した指標であり、経営の健全性等を表すものである。公営企業においては、当該指標を代替するものとして経常収支比率が存在するが、減価償却の概念がない非適用事業の場合は減価償却費の代わりとして地方債償還額を使用することにより、収益的収支比率を算定する。

経常収支比率は 100%以上であることが望ましく、収益的収支比率も 100%以上であれば経営の健全性が良好と判断される。

② 企業債残高対事業規模比率²

使用料収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や近隣団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。分析にあたっての留意点として、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

¹ 総務省自治財政局公営企業課 [2016a] 「〈別紙 1〉経営指標の概要」、6 頁。

² 同上文書、7 頁。

③ 経費回収率³

料金・使用料を回収すべき経費（原価）について、どの程度それが可能となっているか（単価）を表したものであり、経営の効率性を把握し、評価するとともに、料金・使用料の水準等を評価することが可能な指標である。

この回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回っている場合は、費用を料金・使用料収益以外で賅っていることを示す。

(2) 事業・施設面での指標

① 汚水処理原価⁴

有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や近隣団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要である。

② 施設利用率⁵

施設・設備が一日に配水または汚水処理可能な能力に対して、実際に配水または汚水処理した割合（いずれも年間平均）を表した指標であり、施設・設備の事業実施面での効率性等を表したものである。当該指標が低水準にある場合には、施設・設備の活用度が低いものと評価される。

③ 水洗化率⁶

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を表した指標であり、施設・設備の事業実施面での効率性等を表したものである。100%であることが望ましいとされている。

³ 同上文書、7 頁。

⁴ 同上文書、8 頁。

⁵ 同上文書、8 頁。

⁶ 同上文書、8 頁。

図表 2-15 重要な経営比較分析指標

分類	指標名	算定方法	指標の意味・特徴
経営・財政面での指標	① 収益的収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益額}}{\text{(総費用+地方債償還金)}} \times 100$	経営の健全性 ・単年度の収支が黒字であることを示す ・100%以上となっていることが必要であり、数値は高いほうが良い
	② 企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	企業債残高の規模 ・投資規模は適切か、料金水準は適切かを把握
	③ 経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	使用料水準等の評価 ・使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っている状況を示す ・100%以上であることが必要であり、数値は高いほうが良い
事業・施設面での指標	④ 汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコスト ・効率的な汚水処理が実施されているかを分析
	⑤ 施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設の活用度 ・数値は高いほうが良い
	⑥ 水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済み人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	施設と利用者の接続率 ・100%となっていることが望ましい

(出典) 総務省自治財政局公営企業課「経営比較分析表」『経営指標の概要』に基づき作成した。(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html、2017年1月13日閲覧。)

(3) 経営指標の適用

以下の指標データは「表別数値データ」『平成 26 年度地方公営企業決算状況調査』総務省によるものである。

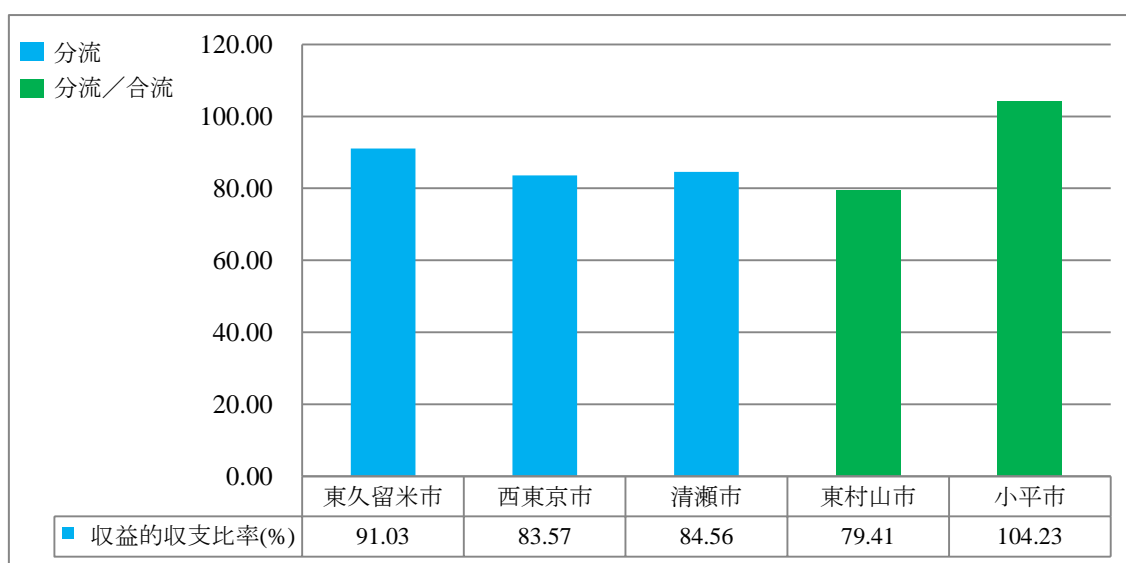
なお図表中の類似団体とは、総務省が公表している経営比較分析における類似団体を示している。東久留米市の類似団体区分は「Ab」（処理区域内人口区分 10 万人以上・処理区域内人口密度 75 人/ha 以上）である。

① 収益的収支比率(%)

本市および本市の近隣団体の収益的収支比率については図表 2-16 のとおりとなっている。

収益的収支比率が 100%を下回っており、総費用に地方債償還金を加えた費用が料金収入や一般会計からの繰入金等の収益を上回っているということは、流動資本ベース（現金収支ベース）で資金不足額が発生しているという事実を示している。

図表 2-16 本市および近隣団体の収益的収支比率



(出典) 総務省自治財政局公営企業課「経営比較分析表」および地方公営企業決算状況調査（平成 26 年度）のデータに基づき作成した。

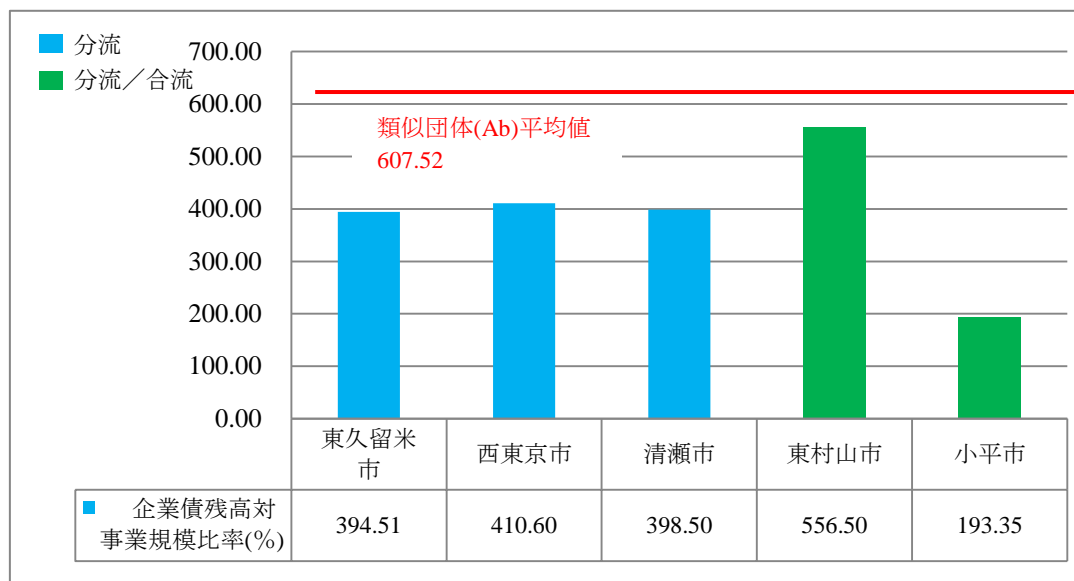
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html、2017 年 1 月 13 日閲覧。)

② 企業債残高対事業規模比率(%)

本市および本市の近隣団体の企業債残高対事業規模比率については図表 2-17 の通りとなっている。

企業債残高対事業規模比率は、類型団体平均値と比べ低い水準を保っているが、数値自体は高いといえる。今後も施設の更新等が必要となるため、引き続き計画的な投資を行っていく必要がある。

図表 2-17 本市および近隣団体の企業債残高対事業規模比率



(出典) 図表 2-14 と同じ。

本指標は企業債残高を狭義の営業収益で除したものであるが、指標の見方を変えると、営業収益の全額を企業債償還に充当した場合、償還するためには、約 3.94⁷年の期間を要するというを示しているが、類似団体、主な近隣団体の指標と比較した場合、一定の経営努力がされていることが認められる。ただし、収益収支比率が 100%を下回っていることから、資金不足額を一般会計繰入金によっていることを示している（図表 2-16）。法適用後は、損益予算（3 条予算）と資本予算（4 条予算）とに区分されることとなるため、一般会計繰入金の使途を事前に区分して、計理することが求められることとなる。法適用後は、収益構造と料金体系の相互の照合が必要となると考えられる。

③ 経費回収率(%)

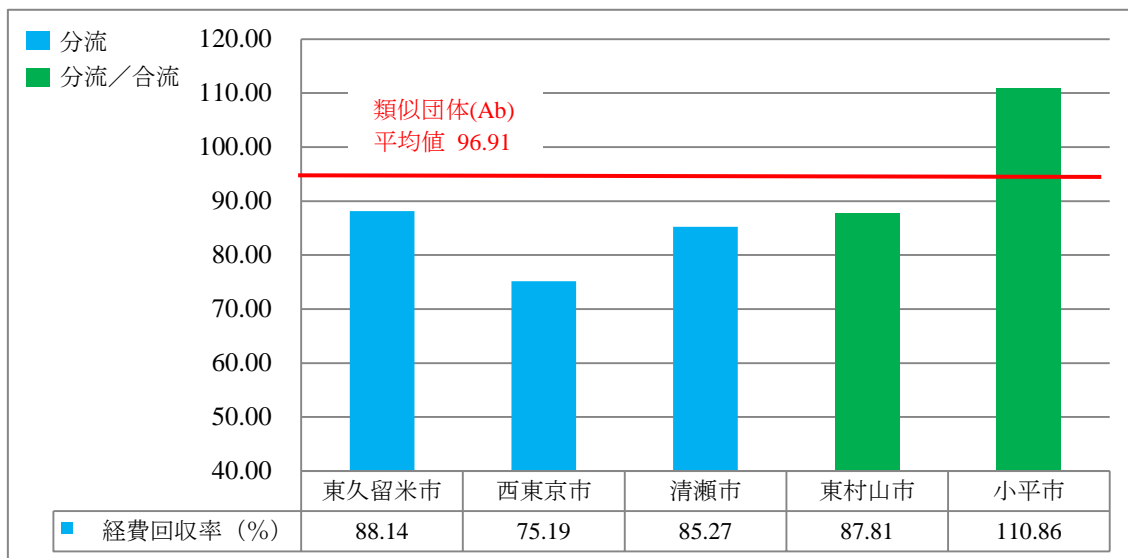
本指標は、「下水道事業の経営を最も端的に表している指標⁸」とされている。使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表して使用料水準等を評価することができる。

類似団体平均値と比べて経費回収率は低い水準になっている。事業の健全経営のため、使用料収入の適正性を検討するおよび維持管理費等の削減を図り汚水処理費を節減する必要がある。

⁷ 企業債残高事業規模比率が 100%ということは、総収入と企業債残高が一致しているというおとである。300%ということは、総収入（1 事業期間＝1 事業年度（会計年度））が 3 事業年度ということになる。

⁸ 総務省自治財政局準公営企業室「第 1 経営指標編 3 利用方法 (1) 分析の手法 3 経営の効率性 (ウ) 経費回収率 (%)」『平成 26 年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要』総務省。

図表 2-18 本市および近隣団体の経費回収率



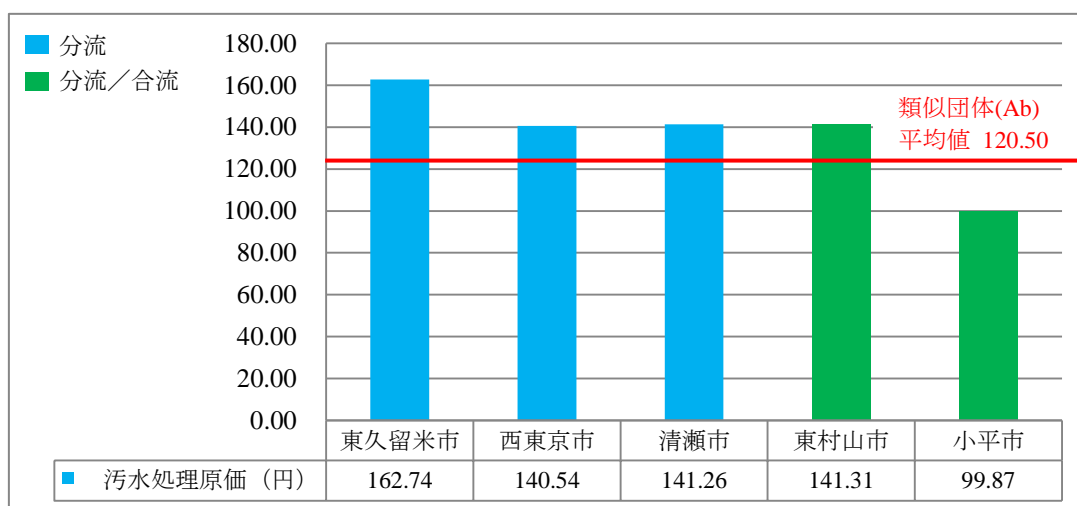
(出典) 図表 2-14 と同じ。

④ 汚水処理原価 (円)

汚水処理原価は、「有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含んだもの⁹」である。

公共下水道事業における汚水処理原価については、近隣団体と比較するとやや高い値となっている。これは汚水処理に係るコストが高いことを表している。

図表 2-19 本市および近隣団体の汚水処理原価



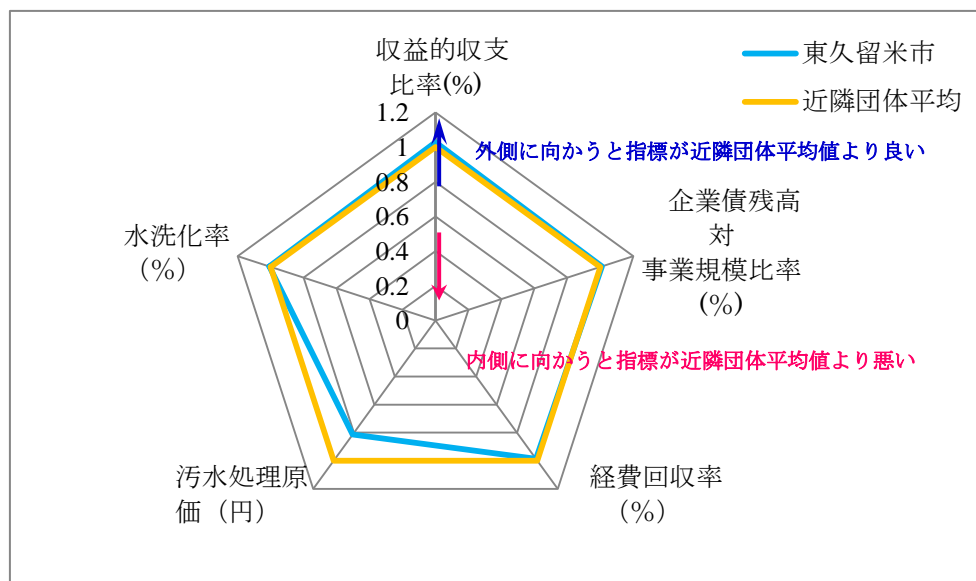
(出典) 図表 2-14 と同じ。

⁹ 総務省自治財政局公営企業課 [2016] 「下水道事業 1.経営の健全性・効率性 ⑥汚水処理原価」『平成 26 年度決算「経営比較分析表」の策定及び公表要領 (別紙 1) 経営指標の概要』総務省、平成 28 (2016) 年 2 月 29 日、8 頁。

3 経営比較分析表（平成 26 年度）

分析チャートは、近隣団体の経営指標平均値を 1 として、本市の経営指標がそれを上回ると近隣団体と比較して良好であると判断できるように作成した。分析の結果は図表 2-19 で示している。

図表 2-20 近隣団体との比較



2-4-2 時系列分析

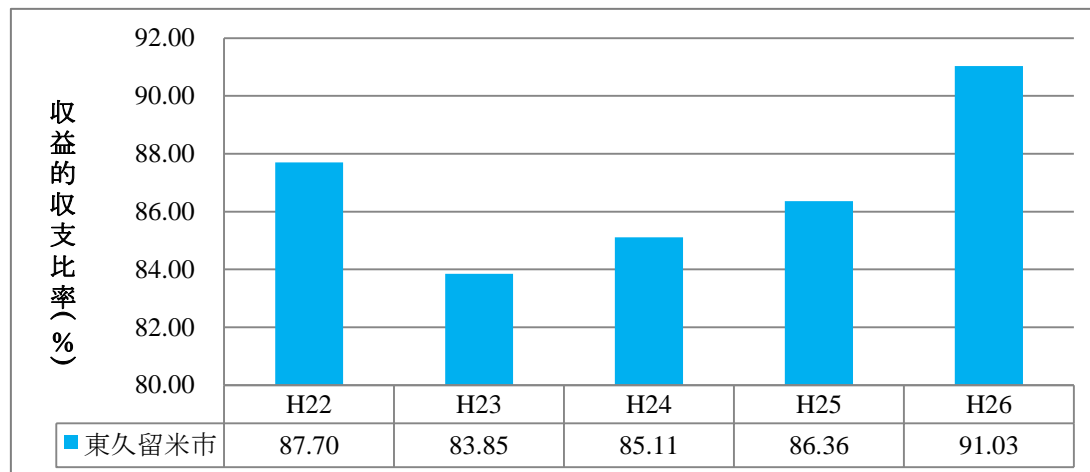
各指標の平成 22 年度～平成 26 年度の経年変化は、次の図表 2-21 から図表 2-25 に示している。

なお図表中の類型平均とは、総務省が公表している経営比較分析における類似団体区分の平均値を示している。東久留米市の類似団体区分は「Ab」（処理区域内人口区分 10 万人以上・処理区域内人口密度 75 人/ha 以上）である。

1 収益的収支比率

収益的収支比率については、平成 23 年度に低下したものの、過去 4 年間は改善傾向で推移している。

図表 2-21 収益的収支比率(%)

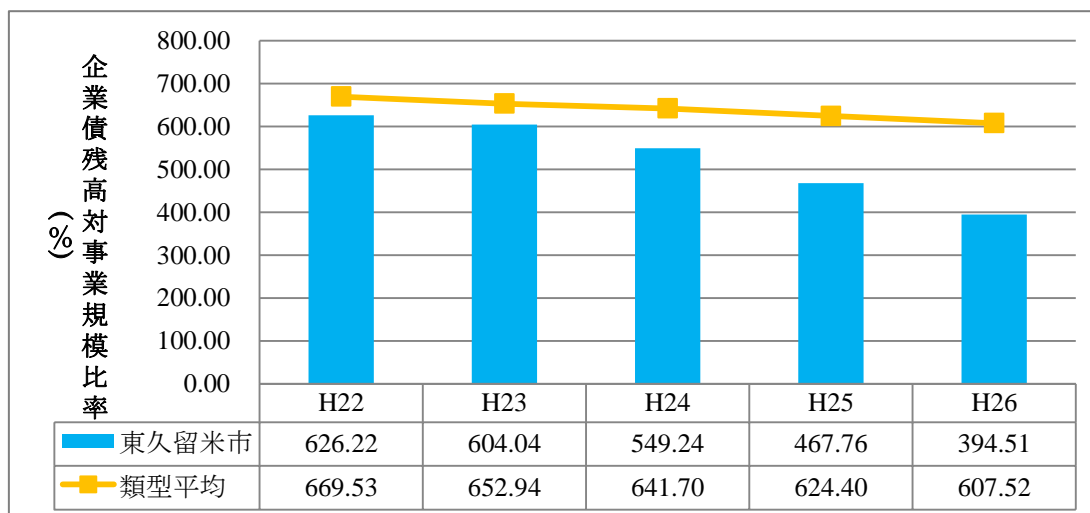


(出典) 総務省自治財政局公営企業課「経営比較分析表」のデータに基づき作成した。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html、2017 年 1 月 13 日閲覧。)

2 企業債残高対事業規模比率

経年的にみると低減傾向にあることがわかる。

図表 2-22 企業債残高対事業規模比率(%)

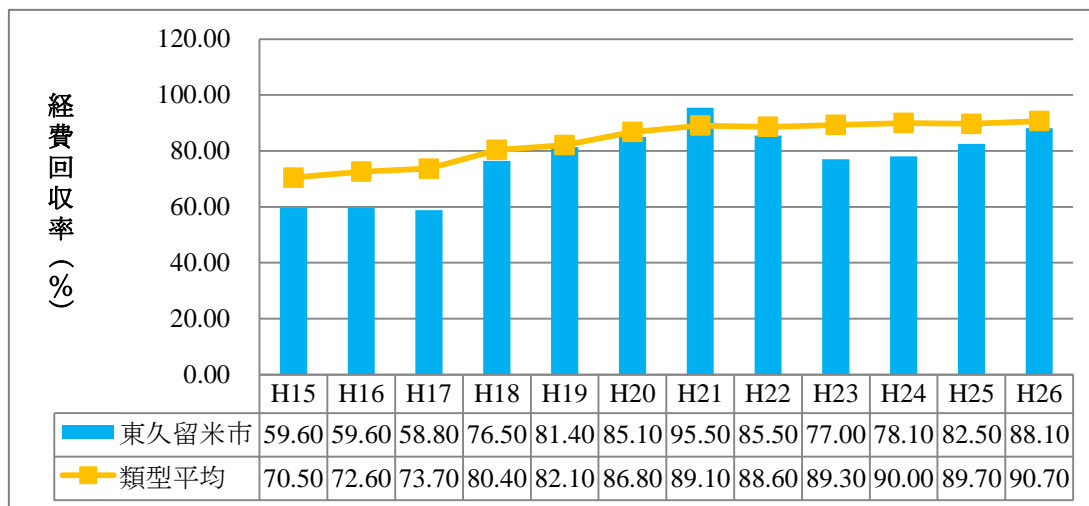


(出典) 図表 2-21 と同じ。

3 経費回収率

過去10年間のピーク値は平成21年度の95.5%であるが、平成21年度以降は増減を繰り返し、平成26年度時点では88.10%となっている。

図表 2-23 経費回収率 (%)

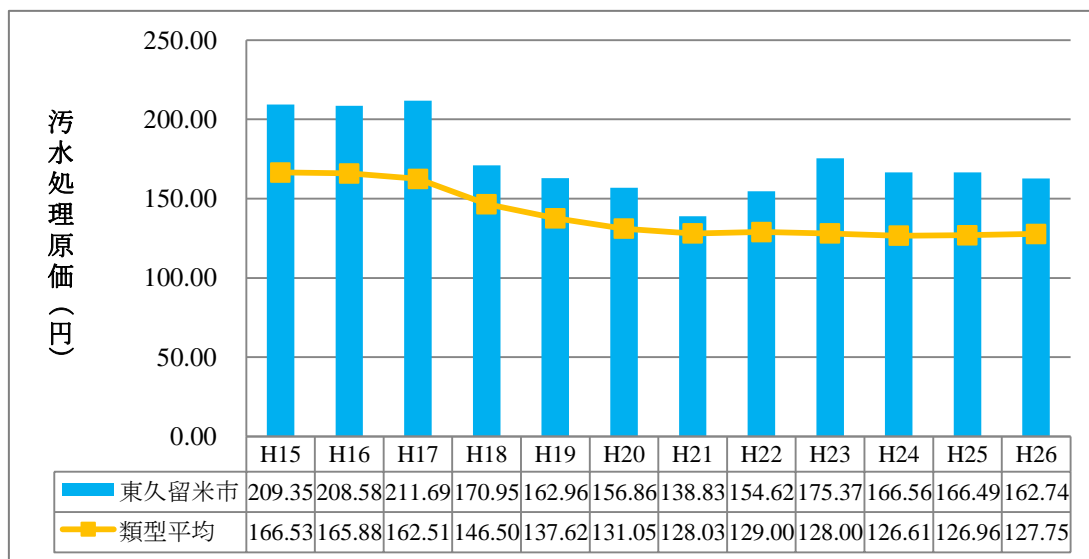


(出典) 図表 2-21 と同じ。

4 汚水処理原価

過去10年間のピーク値は平成17年度の211.6円となっており、その後は低減傾向で推移している。

図表 2-24 汚水処理原価 (円)

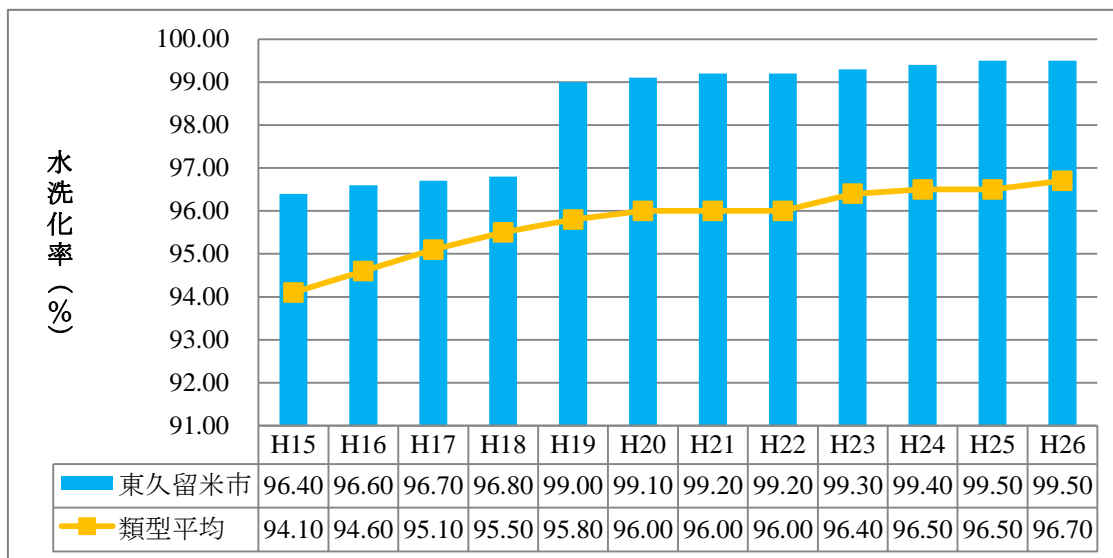


(出典) 図表 2-21 と同じ。

5 水洗化率

高い水準で推移しているが、有収率を増加するため、更なる向上が必要となっている。

図表 2-25 水洗化率 (%)



(出典) 図表 2-21 と同じ。

2-4-3 財政分析から見える経営上課題

起債依存度を示す企業債残高対事業規模比率や汚水処理原価が低減する傾向にあり、本市下水道事業会計では、経営努力がなされている結果であるといえることができる。

その前提にたつて、さらなる経営上の課題を指摘するならば、収益的収支比率の改善のための努力をいかに払うのかということになる。

これまでの分析結果によると収益的収支の均衡のためには、約 9.0%¹⁰の増収が必要であることがわかる。

¹⁰ 図表 2-16 より $100 - 91.03 = 8.97(\%)$ 。

2-5 経営上の課題

これまでの現状把握により課題の抽出を行う。

本市の下水道事業は、昭和 39 年度に事業認可を受け整備に着手し、これまでに整備した管渠は約 320 km に及び、その多くは昭和 60 年以降に整備が集中している。(図表 2-11 管渠の単年度整備延長と累計整備延長の推移参照) 布設後 40 年以上経過している管渠は 78 km にもおよび、今後耐用年数を超える管渠の増加に比例して、施設の老朽化による破損等に起因する下水道機能の停止や、道路陥没等の増加が懸念される。

また、本市の重要施設である下谷ポンプ場の建屋・機械及び電気設備についても、平成元年の供用開始以降大規模な改修・修繕を行っていないため、これらの老朽化した施設についても深刻な状態であるといえることができる。

これら老朽化した管渠・ポンプ場などの改築・更新を進め、安定的なサービスを提供していくためには多くの財源を確保していくことが必要となる。

一方、財政面については、経費回収率(図表 2-23)及び汚水処理原価(図表 2-24)等についても改善傾向にあり、経営努力の結果が反映されているが、図表 2-13 のとおり、本市の人口は今後加速度的に減少していくことが予想される。人口の減少は下水道使用者の減少であり、下水道事業収入の根幹である下水道使用料収入の低下に直結することとなる。

このため、前述の事由により、本市下水道事業の財源は減少傾向であり、一方で下水道施設の改築・更新費用については増加すると推測されることから、限られた収入で安定的かつ継続的なサービスと提供していくための、適正な会計の仕組み作りが喫緊の課題である。

第3章 地方公営企業法の適用の必要性等

3-1 本市下水道事業への地方公営企業法適用の必要性

限られた収入で、安定的かつ継続的なサービスを提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律を向上させ、財源の確保を行っていくための仕組みとして、これまでの官庁会計の現金主義・単式簿記¹¹の会計方式から、発生主義の複式簿記¹²の公営企業会計へ移行し、財政規律の向上を図るため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することが必要となる。

3-2 地方公営企業法の概要

3-2-1 地方公営企業法の目的

地方公営企業とは、地方公共団体が行う一般的な行政活動のほか、水の供給や医療の提供、下水の処理など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する企業活動の総称であり、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

地方公営企業法は、地方公共企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱い、その他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合および広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としている。

3-2-2 地方公営企業法適用の意義

本市下水道事業への地方公営企業法適用の意義は、中長期的な経営計画の立案に必要な基礎データを日常的に整理・作成する仕組みの導入と考えられる。

地方公営企業法の適用は、計理の方法について地方公営企業法の規定（発生主義・複式簿記会計）を適用することとなり、結果として次の情報を把握することが可能となる。

- i) ストック情報（財政状態）や損益情報（経営成績）等の経営情報
- ii) 資産の現状（施設の老朽化等の状況）

¹¹ 現金主義：現金の収入・支出の事実に基づく経理記帳を行う経理

¹² 発生主義：現金の収支に係らず、経済活動の発生という事実にも続く経理記帳を行う経理

3-2-3 地方公営企業法適用の効果

本市下水道事業への地方公営企業法の適用では、消費税の低減効果等の定量的なメリットに加え、ガバナンスの向上等の定性的な効果の発現が期待されるため、積極的に地方公営企業法の適用を推進する必要がある。

現行と比較して、地方公営企業法を適用した場合のメリットを図表 3-1 に示す。

図表 3-1 地方公営企業法適用のメリット

項目	内容
経営戦略立案の基礎情報となる	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理運営に係る取引（損益取引）、建設改良等に係る取引（資本取引）が明確になり、利益・損失が明確になるため、中長期的な経営計画を立案し易くなる。 ② 減価償却費が導入され、金額ベースで資産の老朽度の把握が可能となり、更新計画等の策定に役立つ。 ③ 期間損益計算により原価が明確化することで、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた、適正で説得力のある料金の算定に役立てることが可能となる。
企業間の経営状態の比較が可能	<ul style="list-style-type: none"> ① 類似の公営企業との比較が容易となる。 ② 自身の経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができる。
経営の自由度の向上、経営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算の流用は、予算で定める範囲で可能となり、経営の自由度が向上する。 ② 弾力条項が存在し、業務量の増加に伴う収入増加に相当する金額を当該業務の直接経費に使用することが可能となる。
ガバナンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用や、決算の早期化などによって、経営情報の開示が充実することで、住民や議会との相互理解が向上する。
人材育成のチャンス	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業会計に精通し経営マインドを持った人材を育成が可能となる ② 技術（知識）を蓄えることが可能 発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が地方公共団体全体で育成されることが期待できる。 ③ 投資効果を最大限に発揮することが可能 減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、最少の経費で最大の効果の発揮を図ることができる。
消費税の低減効果	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般会計繰入金にかかわる用途の特定および自己資本金に経理される出資金の取扱いによって、消費税および地方消費税の低減の可能性はある。 ② 一般会計からの繰入金は、特定収入となるため、課税仕入に充当された繰入金は仕入控除ができない。ここで繰入金を減価償却費（費用）に充当することとした場合、減価償却費が不課税であることから仕入控除が不要となる。 ③ 企業の財政的基礎の健全化を目的に繰入金を出資金とする場合があり、この場合は仕入控除の必要がないため、②と同様に課税仕入としていた消費税分が有利となる。

3-2-4 地方公営企業法適用に伴う現行の官庁会計と公営企業会計の相違

本市下水道事業に地方公営企業法を適用した場合は、現行の仕組みと比較して、会計経理、会計システム、組織の変更が必要と考えられる。

官庁会計方式と公営企業会計方式の違いを図表 3-2 に示す。

図表 3-2 官庁会計と地方公営企業会計の違い

項目	官庁会計	地方公営企業会計
現金主義、発生主義	<ul style="list-style-type: none"> 現金の収入および支出の事実に基づく経理記帳される現金主義である。 	<ul style="list-style-type: none"> 現金収支の有無に係らず、経済活動の発生という事実に基づく経理記帳を行う発生主義である。
期間計算	<ul style="list-style-type: none"> 単年度の現金支出を費用とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現金支出があっても、当該年度の収益獲得に結びつかない支出は、翌年度に繰り延べられ、費用として認識せず、「資産」として認識する。このような会計上の認識基準のことを「費用配分の原則」または「費用収益対応の原則」という。
取引の区分	<ul style="list-style-type: none"> 全ての収入を「歳入」、全ての支出を「歳出」とし、それぞれ一括して差引剰余金の計算を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の損益取引に基づく、「収益的収支」と投下資本の増減に関する取引に基づく、「資本的収支」に区分する。
資産、負債、資本の概念	<ul style="list-style-type: none"> 財産、物品および現金、債務に扱われる。 特に資本の概念について、類似概念すらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 資産、負債、資本の概念が存在する「資産－負債＝資本」。
予算、決算制度	<ul style="list-style-type: none"> 予算中心主義で、歳出抑制を重視することで、収支均衡予算を基調とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「予算」、「決算」の双方を重視する赤字予算を組む場合は、財政再建計画をたてる必要がある。
会計システム構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムを利用し、予算執行状況を管理し、現金収支に基づく計理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業会計システムを利用して予算、予算執行管理、決算、日常伝票処理を地方公営法会計規則に則って実施する。

本市における現行の官庁会計方式は、現在見直しが行われており、統一的な基準による新公会計方式（複式簿記化）を平成 30 年度に導入する予定としている。

公営企業会計と公会計の相違については、【7-2-2 公会計システムとの相違点】にて後述する。

3-3 公営企業を取り巻く状況

3-3-1 全国の下水道事業の地方公営企業法適用の背景

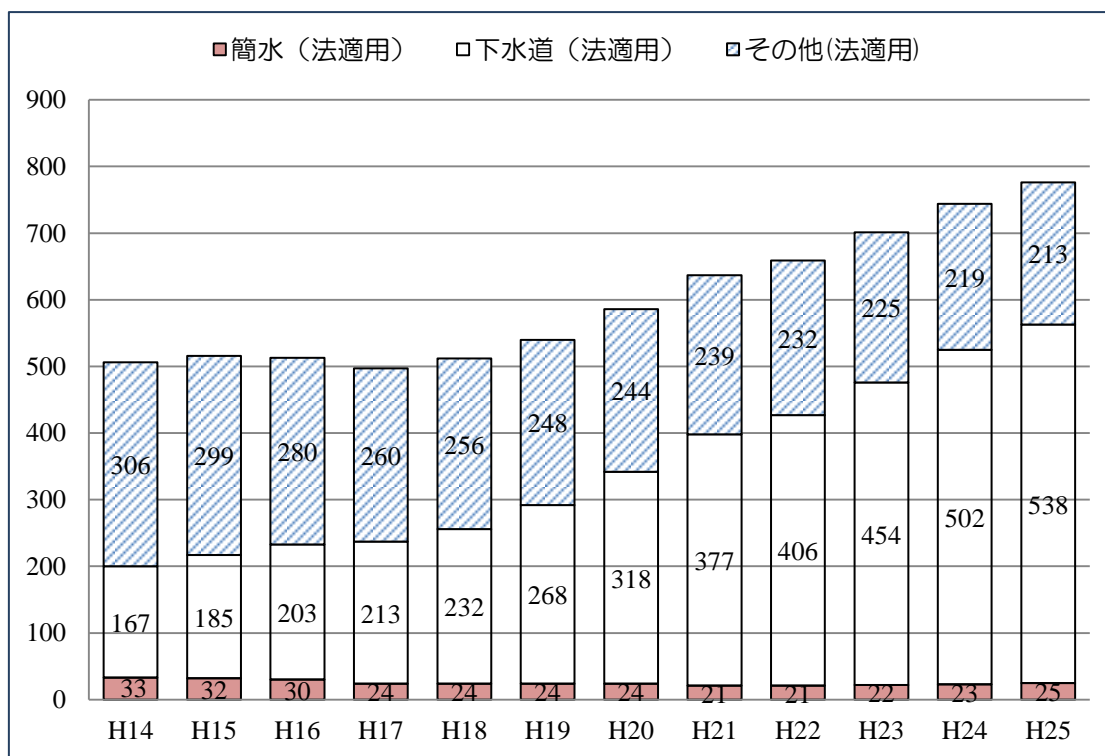
公営企業への地方公営企業法の適用が強く押し進められている背景には、高度経済成長期を中心に整備されたインフラ施設の更新問題がある。人口減少社会で利用料収入低下が見込まれる状況下で、住民生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供していくために、計画的な更新投資や財源確保、中長期的な視点からの経営が求められているためである。

3-3-2 全国の下水道事業の地方公営企業法適用の状況について

たとえば同じ水道事業でも、上水道事業（計画給水人口が5,001人以上）は当然適用事業であるのに対して、簡易水道事業（計画給水人口が5000人以下）は任意適用事業とされ、地方公営企業法での位置付けが異なる。

しかし、下水道事業は、地方公営企業法が規定する任意適用事業であり、計画人口によってこの位置付けが変わることはない。そのため、下水道事業においては、多くの団体が法非適法にとどまっている。

図表 3-3 事業別・法任意適用事業割合推移グラフ



（出典）総務省自治財政局編 [2015] 「第1章 総論 第2表 法適用区分別事業数」『平成25年度地方公営企業年鑑』総務省および地方公営企業法の適用に関する研究会 [2014] 「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」総務省、平成26（2014）年3月、5頁に基づき作成。

図表 3-3 では法適用事業数の推移を示しているが、下水道事業、簡易水道事業の法適用傾向は低迷しているといえる。これは、法適用へのインセンティブが働きにくい法制度それ自体の問題だけで、説明することは困難である。

3-3-3 国の動き

地方公営企業法を適用していない公営企業への企業会計制度の導入は、これまでも推奨されている。

総務省内に設置された地方公営企業法の適用に関する研究会が、平成 26 年 3 月に取りまとめた報告書で、地方公営企業法適用の範囲を簡易水道事業と下水道事業まで拡大する考えを示したことで、下水道事業への地方公営企業法適用がより一層強く推し進められるようになった。同年 8 月 29 日に通知された「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）では、地方公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示された。また、平成 27 年 1 月 27 日の「公営企業会計の適用の推進について」（総務大臣通知）において、公営企業会計の適用を推進するよう要請が行われ、同日の「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（総務省自治財政局長通知）では、取組期間と対象事業などについて具体的な内容が示された。今後、全国的な動きを踏まえて地方公営企業法適用の義務化や法制化などが検討されるとみられる。

地方公営企業法適用に関する国の動きを図表 3-4 に示す。

図表 3-4 地方公営企業に関する国の動き

国の動き		概要
平成 21 年 12 月	地方公営企業会計制度研究会報告書	「原則として、法非適企業（地方財政法第 6 条の公営企業のうち、地方公営企業法適用企業以外の公営企業のうち地方公営企業法適用以外の企業、（例えば下水道））に財務規定などを適用することが望ましい」とする見解を提示した。
平成 24 年 1 月	地方公営企業会計制度の見直しについて	「地方財務会計においてストック情報を含む財務状況の開示の拡大要請が強いことを勘案し、現在、財務規定などが適用されていない公営企業など（法非適企業例えば下水道）について新たに地方公営企業法の財務規定などを適用する」主旨の見解を公表した。
平成 25 年 3 月	地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書	「投資規模の大きいもの、債権、債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮するものであって新規に行なうような事業（例えば下水道）については、地域住民サービスを引き続き担っていくべき自治体として、より積極的に適用していくべきと考える」

国の動き		概要
平成 25 年 7 月	地方公営企業の適用に関する研究会	「地方公営企業会計制度の適用をどの範囲の事業に拡大するか（簡易水道と下水道）など、今後の地方公営企業の適用に関する検討を行なう」
平成 26 年 8 月	公営企業の経営に当たっての留意事項	「公営企業の経営戦略」策定の要請と「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が提示され、平成 27 年 1 月頃を目処に、簡易水道事業および下水道事業を地方公営企業法の適用化の重点事業と位置づけることを明示した。
平成 27 年 1 月	公営企業会計の適用の推進	計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請している。平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取り組み期間」とし、簡易水道事業および下水道事業を「重点事業」と位置付けた。また、集中取り組み期間における支援措置として、「マニュアルの提示」、「地方財政措置」、「先行事例の紹介」、「アドバイザーの派遣、研修の実施」を提示している。

3-3-4 東京都内の下水道事業への法適用状況

東京都内の下水道事業への法適用状況については、市町村において法適用済みの下水道事業は存在しない状況であるが、平成 28 年 4 月 1 日現在の東京都内各自治体の法適用取組状況は以下のとおりとなっている。

図表 3-5 都内の下水道事業への法適用取組状況

都道府県	団体名	国勢調査人口 (H22)	左記の内、公共下水道(※)および流域下水道がある人口3万人以上の団体	公営企業会計適用の取組状況				
				①適用済	②取組中	③検討中	④検討未着手	⑤その他
東京都	東京都	13,159,388	◎	○				
東京都	八王子市	580,053	◎		○			
東京都	立川市	179,668	◎		○			
東京都	武蔵野市	138,734	◎		○			
東京都	三鷹市	186,083	◎		○			
東京都	青梅市	139,339	◎		○			
東京都	府中市	255,506	◎		○			
東京都	昭島市	112,297	◎			○		
東京都	調布市	223,593	◎			○		
東京都	町田市	426,987	◎		○			
東京都	小金井市	118,852	◎		○			

都道府県	団体名	国勢調査人口(H22)	左記の内、公共下水道(※)および流域下水道がある人口3万人以上の団体	公営企業会計適用の取組状況				
				①適用済	②取組中	③検討中	④検討未着手	⑤その他
東京都	小平市	187,035	◎		○			
東京都	日野市	180,052	◎		○			
東京都	東村山市	153,557	◎		○			
東京都	国分寺市	120,650	◎			○		
東京都	国立市	75,510	◎		○			
東京都	福生市	59,796	◎		○			
東京都	狛江市	78,751	◎		○			
東京都	東大和市	83,068	◎			○		
東京都	清瀬市	74,104	◎		○			
東京都	東久留米市	116,546	◎			○		
東京都	武蔵村山市	70,053	◎		○			
東京都	多摩市	147,648	◎		○			
東京都	稲城市	84,835	◎		○			
東京都	羽村市	57,032	◎		○			
東京都	あきる野市	80,868	◎			○		
東京都	西東京市	196,511	◎		○			
東京都	瑞穂町	33,497	◎		○			
東京都	日の出町	16,650	-			○		
東京都	檜原村	2,558	-				○	
東京都	奥多摩町	6,045	-				○	
東京都	利島村	341	-				○	
東京都	新島村	2,883	-				○	
東京都	神津島村	1,889	-				○	
東京都	八丈町	8,231	-			○		
東京都	青ヶ島村	201	-		○			
東京都	小笠原村	2,785	-				○	

(出典)総務省『公営企業会計適用の取組状況(平成28年4月1日現在調査)』

第4章 地方公営企業法の概要と適用に関する基本方針の検討

本章では、本市下水道事業会計の法適用の基本方針を明らかにする。その上で、当該方針に基づく移行手続きの整理を行う。

4-1 地方公営企業法の概要

4-1-1 地方公営企業法の構成と内容

地方公営企業法は、地方自治法・地方財政法及び地方公務員法の特別法であり、その構成は総則・雑則等のほか大きく「組織」「財務」「職員の身分取扱」で構成される。

図表 4-1 地方公営企業法の構成

総則（第1条～第6条）	
組織（第7条～第16条）	・原則として経営の責任者としての「管理者」の設置が必要。 ・管理者の権限に属する事務を処理するための組織の構築が必要となる。
財務（第17条～第35条）	・一般会計の官庁会計方式（現金主義・単式簿記）とは異なる、企業会計方式（発生主義・複式簿記）により、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）を区分し、財政状況等の把握が容易になる。
職員の身分取扱 （第36条～第39条）	・「企業職員」として管理者の権限の属する事務を補助する。 ・地方公務員法が一部適用除外となり、労働組合法、最低賃金法、労働基準法（一部）等が適用対象となる。
一部事務組合及び広域連合に関する特例（第39条の2、第39条の3）	
雑則（第40条～第42条）	

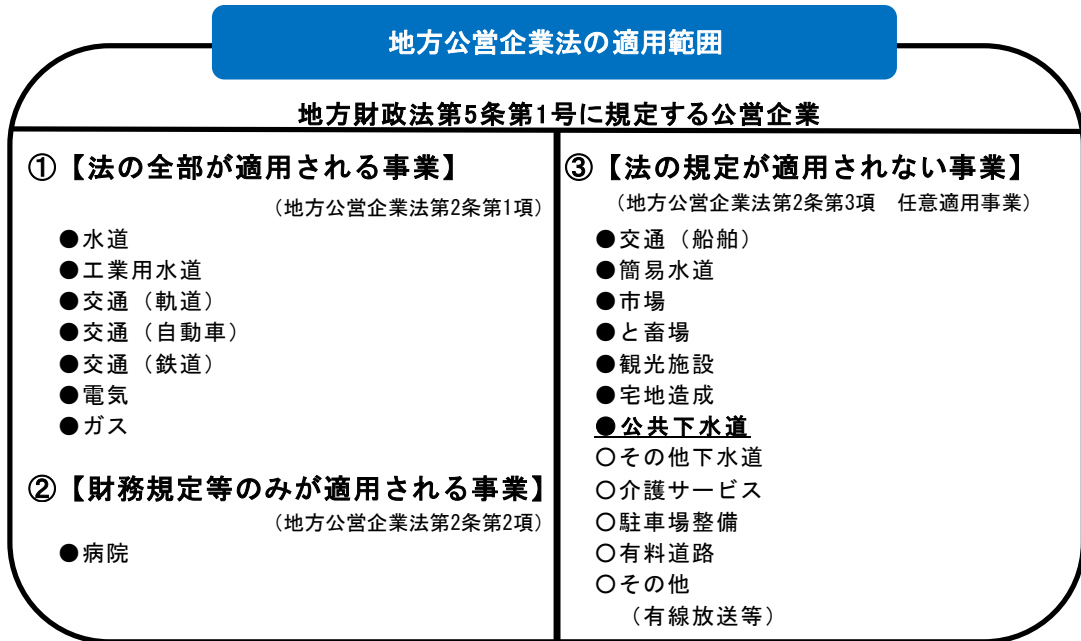
4-1-2 地方公営企業法を適用する事業

地方公営企業法はすべての公営企業に適用されるものではなく、特定の事業にのみ適用されるもので、その分類は下記のとおりである。

- ① 組織・財務・職員の身分等法のすべてが適用される事業
- ② 財務規定のみが適用される事業
- ③ その他条例により法の全部又は一部（財務規定等）を任意で適用できる事業

下水道事業については、条例により任意に法を適用することができる「任意適用事業」に該当しており、法の適用に当たってはその範囲について判断する必要がある。

図表 4-2 法適用の範囲



●のついたものは地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

4-2 法適用に関する基本方針

4-2-1 地方公営企業法適用の対象事業

地方公営企業法適用対象事業については、図表 2-1 本市下水道事業の体系のとおり、本市にて運営する公共下水道事業を、次の理由により地方公営企業法の適用事業とする。

- i) 適切な使用料収入を確保するため、住民や議会との相互理解が必要であること
- ii) 施設維持に欠かせない、更新需要に対して減価償却費の概念が導入されること
- iii) 固定資産台帳の整備により、資金計画に必要な財源管理が可能となること

4-2-2 地方公営企業法適用範囲の検討・決定

1 全部適用と一部適用の違い

全部適用と一部適用の比較を図表 4-3 に示す。

図表 4-3 全部適用都一部適用の比較

項目	全部適用	一部適用（財務等適用）
適用される規定	<ul style="list-style-type: none"> 法の全ての規定 	<ul style="list-style-type: none"> 法第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項（財務規定等）
会計方式	<ul style="list-style-type: none"> 法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理者を設置する。ただし、条例の定めにより管理者を置かないことができる（法第7条）。その場合の管理者の権限は長が行う（法第8条第2項）。 管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他の会計事務の執行等、地方公営企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う（法第9条）。ただし、一部の権限（予算調製、議案提出、決算審査等）は長に留保される（法第8条第1項）。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の権限は地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち出納その他の会計事務および決算に係るものについては、その全部又は一部を会計管理者に委任できる（法第34条の2）。
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> 企業職員として、管理者の権限の属する事務の執行を補助する（法第15条）。 地方公営企業労働関係法の適用を受ける（法第36条）。 地方公務員法が一部適用除外となり、労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる（法第39条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計部門の職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。

（出典）総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室[2015]「任意適用事業における全部適用と財務等適用の比較」『地方公営企業法の適用に関するマニュアル』総務省、19頁。

2 本市下水道事業の法適用範囲

「全部適用」は、組織を含めて独立した企業となるため、事務の効率化や人員削減等のメリットを目的に上下水道事業の組織を統合する場合（統合している場合）に採用している事例が多い。一方、「全部適用」とすると事務量が増加し、かえって事務の非効率を引き起こす可能性もある。また、財務管理の強化や説明責任の向上を目的とする場合に「一部適用」を採用する事例もある。

法適用区分の違いによる移行事務とその得失を図表 4-4 に示す。

図表 4-4 全部適用と一部適用との移行事務量の比較

内容	全部適用の場合	一部適用（財務等適用）の場合
適用区分	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の全部を適用 財務規定等のみではなく、事業管理者の設置や組織、人事労務に関する規定等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の財務等規定のみを適用
	<ul style="list-style-type: none"> 経営の基本原則、企業会計方式による特別会計の設置、経費分担の原則等 	同左
移行中	<ul style="list-style-type: none"> ■デメリット <ul style="list-style-type: none"> 一部適用に比べ、条例および規則の改正や制定の作業量が多い 	<ul style="list-style-type: none"> □メリット <ul style="list-style-type: none"> 全部適用に比べ、条例および規則の改正や制定の作業量が少ない。 事務委任する場合、委任する範囲の検討、会計管理者との調整が必要ではあるが、全部適用と比較するとその範囲は限定的である。
		同左
移行後	<ul style="list-style-type: none"> □メリット <ul style="list-style-type: none"> 長による管理者任命（議会同意不要） 経営および財政状況の明確化 	同左
	<ul style="list-style-type: none"> 機動性および迅速性、独立性の確保（管理者権限による予算流用、出納処理、資産処分、契約締結、企業管理規定の制定等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 組織設置、職員任免の権限が企業管理者に一定の範囲で移る。 任期中の管理者身分が保障されるため、中長期的な視野の経営が可能 業績に応じた給与体系導入が可能 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■デメリット <ul style="list-style-type: none"> 労務管理の負担が増大 企業経営に通じた管理者の選任や、企業管理者及び企業管理者の権限による事務処理するための人件費・費用の増 	<ul style="list-style-type: none"> ■デメリット <ul style="list-style-type: none"> 組織的には一般行政の一部であり経営上の責任および権限は限定される。 事務委任しない場合、出納事務が増大。

本市下水道事業会計への法適用の範囲は、次の理由により一部適用とする。

- i) 法の全部が適用される上水道事業は、東京都水道局が経営しているため、組織統合は見込めない等により、全部適用をする積極的な理由がないこと。
- ii) 公共下水道事業を全部適用とした場合には、職員の身分変更、組織の改正、例規の改正などが発生し、事務の経済合理性に欠けること。
- iii) 本市下水道事業における課題への対応において有益となる、経営成績や財政状態の把握は、全部適用と一部適用で変わることがないこと。

4-2-3 処理分区および排水分区とセグメント会計導入の検討

本基本計画での、処理分区および排水分区（以下、「処理分区等」という。）にセグメント会計の導入については、処理分区等の損益情報と財政状態の分析を行う有益性が低いと考えられる。

その理由については、次の2つが挙げられる。

- i) 本市には単独処理区が存在せず、全域流域関連公共下水道であるため、資産の構成が各処理分区等で異ならないと考えられること。

各処理分区間の損益構造が異ならないと考えられるため、セグメント会計を導入する必要性は低い。

- ii) すでに下水道普及率が 100 パーセントに達しており、処理分区ごとの損益の違いを分析する必要性が低いこと。

本市事業の経営環境とは、異なる状況を考えてみる。未だ下水道普及率が 60%~70% であって、残りの下水道普及の計画をしていると仮定した場合である。その場合、建設投資額と資金回収可能性を検討するためには、処理分区や地区・地域に区分して損益情報を算定する必要がある。しかし、下水道普及率が 100%に達している本市ではその必要が無いためである。

以上の理由から、損益情報および、財政状態（資産構成）を分析する為のセグメント会計の導入は行わないこととした。

4-2-4 法適用の予定期日

一般的な移行期間は 2~4 ヶ年程度（基礎調査 1 年+移行手続き 1~3 ヶ年）であるが、これは固定資産調査・評価に要する期間が影響しており、事業着手からの経過年数、既存施設のストック量、資産調査のレベル等の影響によるばらつきが大きい。

本市下水道事業は、昭和 40 年度に事業へ着手（特別会計設置は昭和 39 年度）している状況である。

事業着手からの経過年数が長く、現有資産も膨大なものとなっている。他都市事例の資産ボリュームを勘案すると資産調査および評価の期間は 2~3 ヶ年が妥当と考えられる。

資産調査および評価結果については、法適用年度の予算要求時期（法適用前年度の秋頃）には必ず必要となるが、整理を行った結果の照査等に要する時間を勘案すると法適用前年度の夏頃に完了しておくことが望ましい。このため、移行期間を 2 ヶ年とした場合の資産調査および評価の期間は実質 1 年程度しか確保できないことになる。

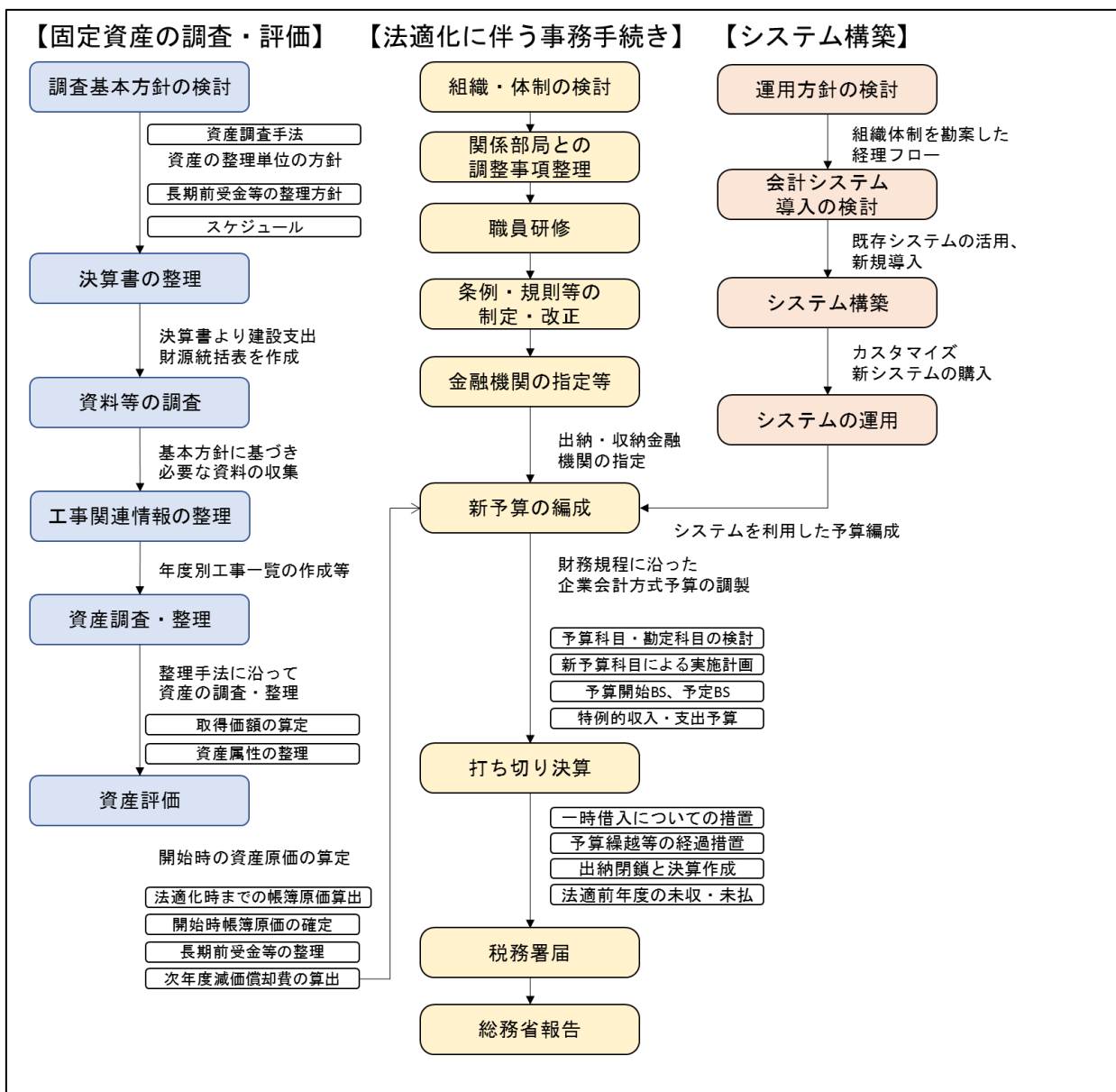
以上を踏まえ、本市下水道事業への法適用移行期間は、平成 29 年度からの 3 ヶ年を予定し、平成 32 年 4 月 1 日からの法適用を目指すものとする。

4-3 移行事務内容およびスケジュールの検討

4-3-1 法適用に関する作業の概要

次のフロー図は、法適用の準備作業及び、取り組むべき項目の概要を表したものである。

図表 4-5 下水道事業の法適用に係る作業フロー概要図



(出典) 公営企業会計導入調査専門委員会 [2015] 『下水道事業における企業会計導入の手引き』日本下水道協会、8頁。

今後取り組むべき課題及び、スケジュールについては次章以降に検討を行う。

第5章 固定資産台帳の整備（調査および評価手法の検討）

5-1 固定資産台帳の整備

法適用移行事務の中で最も作業量が多く、時間を要するのが資産評価に関する業務であるが、開始貸借対照表を作成するには、資産、負債の額を確定しなければならない。そのため、資産評価を行い、その情報を所定の固定資産台帳の登記事項に整理する必要がある。資産の名称ごとに構造、取得年月日、取得価額、財源などの情報を過去の関係書類に基づいて調査する作業が必要である。

5-1-1 地方公営企業法適用に伴う固定資産台帳整備の必要性

固定資産台帳を整備する目的としては、主として以下の二つの理由が挙げられる。

第一に、現在の価値や減価償却額といった固定資産についての情報（固定資産情報）が、公営企業の経営情報（損益情報・ストック情報）の重要な要素の一つであり、財務諸表（貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）等）を作成し、経営情報を正確に把握するために必要不可欠な情報である。

第二に、固定資産の現状を的確に把握すること自体が、経営基盤の強化に有効であることが挙げられる。

公営企業は、基本的に施設・設備が存在しなくては住民サービスを継続することが不可能である。このため、施設・設備を維持・管理し、老朽化したものは更新する必要がある。これらを適切に行うためには、固定資産の現状を把握し、固定資産情報を適切な形で取りまとめた帳簿である固定資産台帳を整備することが必要である。

5-2 既存資料の状況把握

5-2-1 把握すべき資料概要

固定資産台帳整備にあたり、資産情報を整理することとなるが、資料がどの程度保存されているかによって、資産情報整理に係る事務量等が異なる。資料が滅失している場合には、現地を確認した上で、資産の取得時期、帳簿原価（取得価額）を推計する作業等が発生する可能性もある。どの資料が、どの期間分、どの場所にあるかの把握が必要となる。

把握すべき既存資料とその概要を図表 5-1 に示す。

図表 5-1 把握すべき既存資料とその概要

把握対象資料	使用目的	主な利用用途等
認可申請書	・ 事業変遷	・ 固定資産の抽出漏れの回避
全体計画説明書	・ 全体施設の把握	・ 全体数量のチェック
決算書	・ 年度/節別の歳出/歳入項目	・ 年度別建設支出および財源の総括表の作成に利用
決算事項別明細	・ 建設支出および財源の抽出	
主要施策の成果説明書	・ 各年度における主要な建設工事	・ 主要建設工事一覧の作成
決算状況調査表	・ 各年度における総事業費 ・ 総事業費に対する財源 ・ 総事業費の使途	・ 総事業費の突合
補助事業実績報告書	・ 事業概要と財源配賦	・ 財源充当額の把握
消費税申告書	・ 各説別項目の課税・不・非課税区分の把握	・ 決算書の税抜き処理
工事台帳	・ 各建設工事の概要および契約情報	・ 年度別建設工事一覧
設計書	・ 取得資産の詳細把握	・ 補完資料および施設工事の内訳把握 ・ 施設構造および基礎形式の把握
下水道台帳	・ 管渠/人孔/処理場施設等の位置の把握および保有属性情報の確認	・ 資産番号、工事番号、管路番号、名称、管種、管径の把握に利用
施設機器リスト	・ 施設/設備の資産情報	・ 施設の資産情報の把握
完成図書	・ 資産情報補完資料	・ 資産番号や型式等
財産台帳	・ 土地、備品等の資産情報の把握	・ 土地、備品の資産情報構築
受贈資産関連資料	・ 受贈/寄贈資産情報の把握	・ 受贈資産情報の構築
無形固定資産資料	・ 電話加入権等の資産情報	・ 無形固定資産情報の把握
不明情報	・ 現地確認	・ 不明な情報の解明

5-2-2 既存資料状況調査

資産調査に必要な工事設計書等の関連資料の保管状況について、ヒアリング等により概要を把握した。調査の結果を図表 5-2 に示す。

図表 5-2 既存資料状況調査

資料名	存在年度	保管場所	備考
決算書	S39～	本庁舎	
決算事項別明細	S39～	本庁舎	
主要施策の成果説明書	S50～	本庁舎	
決算状況調査表	S47～		
消費税申告書	H17～	地下書庫	10年保存文書。
工事台帳	S49～	文書管理システム、5F書庫	電子データはH16以降あり。
工事設計書	H23～(H18～契約書)	文書管理システム、5F書庫	設計書は5年保存。契約書については、契約金額により所管が分かれている(担当契約は5年保存、管財契約は10年保存)。
契約台帳	S49～	文書管理システム、5F書庫	電子データはH16以降あり。
公有財産台帳		管財課	内容は不十分な可能性あり。
施設別機器リスト	—	—	資料は存在するが一覧化されていない。
完成図書	—	5F書庫、課キャビネット	資料は存在するが整理されていない。
下水道台帳システムの下水道施設情報	—	本庁舎	後述。
国庫補助金実績報告	S39～	交付決定・最新のものは5F、他地下書庫	一部抜けあり
起債申請書・実績報告書	S39～	最新以外は地下書庫	
備品台帳	—	課キャビネット	
受贈資産引継資料	S51～	課キャビネット	持ち出し不可
無形固定資産情報	—	地下・5F書庫	流域下水道建設費分については一部不明。他市共用管については整理がされていない。
紙図面	S40年代から		一部抜けあり

5-3 固定資産評価手法の検討

5-3-1 固定資産管理単位の把握

固定資産台帳への資産登録単位とは、固定資産台帳の中で取得価額、帳簿価額を保有する最小単位と理解できる。

例示では、取得した年度毎、耐用年数、管渠の管種・口径に仕分けをしている。

図表 5-3 固定資産台帳のイメージと固定資産単位

2011（平23）年度 固定資産内訳書（管路）											
設計書登録番号	1987-0046-K01	工事番号		工事（資産）名称	昭和62年第15工区その5						
取得年度	1987年度	処理（排水）区又は分区		償却方法	定額法						
勘定科目	大分類	中分類	数量	単位	取得年度	耐用年数	経過年数	取得価額	減価償却率	減価償却累計額	帳簿価額
管渠	管渠	円形管φ150	50.00	m	1987	50	24	2,008,997	36,161	867,864	1,141,133
管渠	人孔	1号組立人孔	2.00	基	1987	50	24	541,003	9,738	233,712	307,291
計								2,550,000	45,899	1,101,576	1,448,424

5-3-2 地方公営企業法の適用に関するマニュアルが提示する資産単位

マニュアルで推奨する資産登録単位は、次の点を重視することとしている。

- i) 取得年度別に考慮すること
- ii) 地方公営企業法施行規則第14条および第15条別表第2号の耐用年数表の細目に対応できること
- iii) 老朽化対策による施設の取替が発生した場合適正に固定資産台帳の処理ができること

5-3-3 本市が保有する固定資産の概要と固定資産の種別

法適用にあたっては、現有資産の把握が必要である。

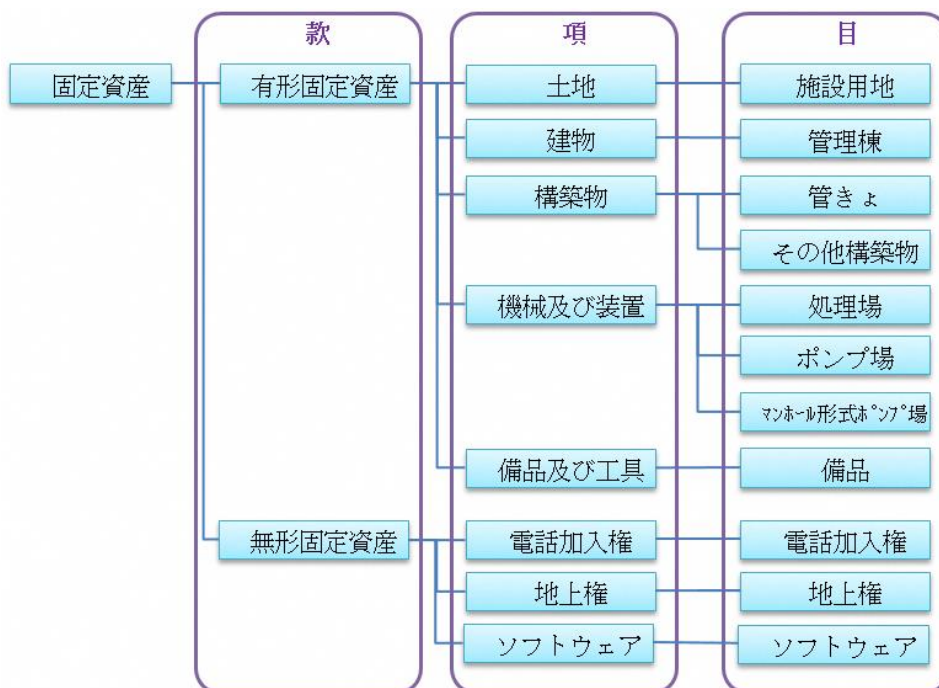
本市下水道事業における現有資産としては、図表 5-4 のものが望ましいと考えられる。

図表 5-4 本市下水道事業における資産調査および評価の対象資産

区分		内容	
固定資産	有形固定資産	土地	事業に伴い取得した用地
		建物	建物および建築附帯設備
		構築物	管路施設等の土木施設
		機械および装置	ポンプ場、マンホールポンプ等における機械および電気設備
		車両運搬具	公用車等
		工具器具および備品	機械および装置の附属設備に含まれない工具、器具類、金庫、計算機、発電機等
		受贈資産	開発や移管等により取得した資産
		建設仮勘定	建設中の資産（繰越工事等）
	無形固定資産	施設利用権	施設を利用するために取得した権利（流域下水道建設負担金、電話加入権等）
		地上権	他人の土地において、工作物を所有する目的で土地を使用する物権

『総務省マニュアル』が推奨する固定資産の種別を整理するには、図表 5-5 の目、図表 5-6 の中分類・小分類の階層までの調査・評価をする必要がある。

図表 5-5 下水道事業の固定資産種別の概要



図表 5-6 下水道事業の施設の法定耐用年数例

種別	大分類	中分類	小分類	耐用年数 (年)
下水道	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	逆支弁	15
			真空ポンプ	15
			貯留タンク	15
			真空弁	15
			水中攪拌機	10
	管路施設	管渠	鉄筋コンクリート	50
			遠心力鉄筋コンクリート管	50
			陶管	50
			硬質塩化ビニル管	50
		マンホール	本体 (コンクリート製)	50
			本体 (硬質塩化ビニル製)	50
			本体 (レジンコンクリート製)	50

5-3-4 資産登録単位の種類

資産登録単位には、図表 5-7 に示す 4 種類が存在する。

前節で示す資産登録単位は、下水道施設においては中分類単位および小分類単位となる。

図表 5-7 固定資産登録単位と固定資産整理水準

区分	簡易整理手法 (年度単位で管理)	標準整理手法 (工事単位で管理)	中分類整理手法 (管種管径単位で管理)	詳細整理手法 (施設単位で管理)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度別 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度別 ● 工区別 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度別 ● 管種別 ● 管径別 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度別 ● 施設別
資産評価結果	平成●●年度 3,000万円	平成●●年度 3,000万円 平成●●年度 第1工区 2,210万円 平成●●年度 第2工区 790万円	平成●●年度 3,000万円 φ150mm 1,000万円 φ200mm 1,500万円	平成●●年度 3,000万円 ①φ150mm 350万円 ②φ150mm 300万円 ③φ150mm 350万円 ④φ200mm 800万円 ⑤φ200mm 700万円
検討期間	約 1.0年	約 1.5年	約 2.0年	約 2.0年
使用する資料	決算書・行政報告書	決算書・行政報告書 ・工事台帳	決算書・行政報告書 ・工事台帳・工事設計図書	決算書・行政報告書 ・工事台帳・工事設計図書

5-3-5 固定資産調査・評価の整理水準と必要資料

固定資産調査評価の整理水準および資産登録単位と必要な資料の関連を図表 5-8 に示す。

簡易整理を実施する場合は、決算書などの情報が必要となる。標準整理では、簡易整理の情報に加えて、工事単位での工事価額の情報が必要となる。さらに、中分類整理や詳細整理では、施設の内訳別数量別規格別の価額情報が必要となる。

固定資産調査・評価の整理水準が高まると、必要な資料の情報量が増える。特に、資料の欠損がある場合、その欠損情報が補えるか否かを考慮して、固定資産調査・評価の整理水準を決定する。

図表 5-8 資産単位別の必要資料

NO	資料	用途	簡易整理	標準整理	中分類整理	詳細整理	備考
1	決算書	年度別の歳入財源、歳出の節別費用の把握	◎	◎	◎	◎	
2	直近の予算書	決算情報の補完	○	○	○	○	
3	行政報告書	年度別の建設工事情報一覧の確認	◎	◎	◎	◎	工事台帳の補完資料
4	消費税申告書	税抜き処理時の課税取引の把握		◎	◎	◎	決算情報の補完資料
5	決算統計	決算情報の補完、概略の取得価額の把握	◎	◎	◎	◎	決算情報の補完資料
6	工事台帳	年度別工事情報の確認		◎	◎	◎	
7	工事設計書	工事請負価額や、工事数量、対象施設の構造などの確認			◎	◎	
8	年度別工事箇所一覧	工事台帳に一致した工事箇所図により、工事箇所の確認	○	◎	◎	◎	
9	設備台帳	ポンプ場、マンホールポンプ場の資産、施設情報		◎	◎	◎	
10	下水道台帳	管路施設の位置、施設構造の確認	○	○	○	○	
11	完成図書	施設・設備の内訳の確認				◎	
12	受贈資産情報	引継ぎ情報や、開発時の工事金額などに関連の情報の確認	◎	◎	◎	◎	
13	備品台帳	備品の取得価額の把握		○	○	○	
14	土地台帳	公有財産で購入した土地の把握		○	○	○	
15	無形固定資産情報	電話加入権などの権利、公社への出資情報など	○	○	○	○	
16	財産台帳	土地・備品、無形固定資産などの資産情報の確認		○	○	○	
17	国庫補助事業の実績報告書	国庫補助事業の実績確認及び工事確認の		○	○	○	
18	起債申請書	起債対象事業の確認		○	○	○	
19	固定資産台帳	過年度の固定資産の確認			○	○	過年度の固定資産台帳の活用の有無

◎は、必須資料

○は存在すると評価の精度が上がる資料

5-3-6 本市の資産登録単位

資産登録単位は、資料の調査状況や法適用後の運用方法を鑑み、決定する必要がある。

本市においては、決算書および決算統計情報は事業当初から保有しているが、工事図書については工事設計図書が5年保存文書であることなどから工事情報については全資産の情報が整理できる状態にないことが調査の結果判明した。

上記の資料状況から、本市の資産登録単位については以下の整理手法を基本とし、検討を行うものとする。

- i) 工事設計書が存在する平成23年度以降の資産については、中分類整理手法又は、詳細整理手法による登録を検討する。
- ii) 工事台帳が存在する昭和49年度以降の資産については、標準整理手法以上による登録を検討する。

- iii) 昭和 48 年度以前の資産については、工事情報が不足していることが見込まれるため、簡易整理手法による登録を行う。

固定資産登録単位について、各手法を混合させるか否かは協議・検討が今後も必要だが、混合させる場合にも連続した年度で実施（例：昭和 49 年度以前は簡易整理、昭和 49 年度以降は標準整理など）する方式を取ることが後年混乱を招かないためにも推奨される。

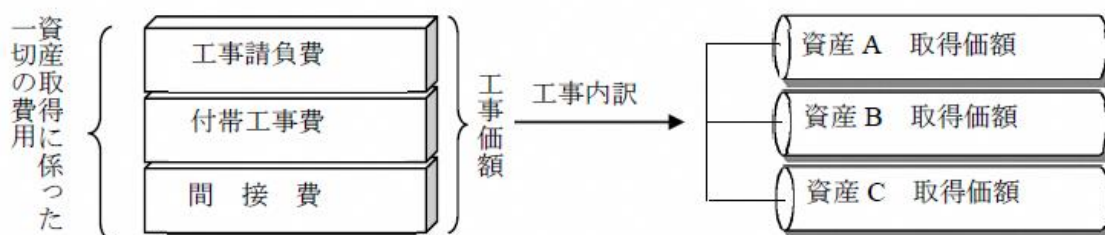
5-3-7 取得価額の算定方法

取得価額は、当該購入および製作に直接要した価額および付帯費である。

原則として決算書や工事台帳などの取得当時の関係資料を基に、工事請負費や間接費（設計委託費や工事管理に必要な管理費、事務費等）を整理し、以下の式で算定する。

$$\text{取得価額} = \text{直接費（工事請負費等）} + \text{間接費（事務費、設計委託費等）}$$

図表 5-9 取得価額算定（間接費按分）のイメージ



（出典）日本下水道協会 下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）より引用

また、間接費における本市の特徴として、現在は下水道事業の工事監理を行っている担当係（施設建設課工事係）職員の人件費については特別会計から支出されておらず、一般会計からの支出となっている点あげられる。法適用後も現状と同様の支出形態を取る場合、施設建設課工事係の人件費については資産取得に関わる間接費としては計上できないこととなり、実態とは異なる取得価額となる可能性が考えられる。

5-3-8 帳簿価額の算定方法

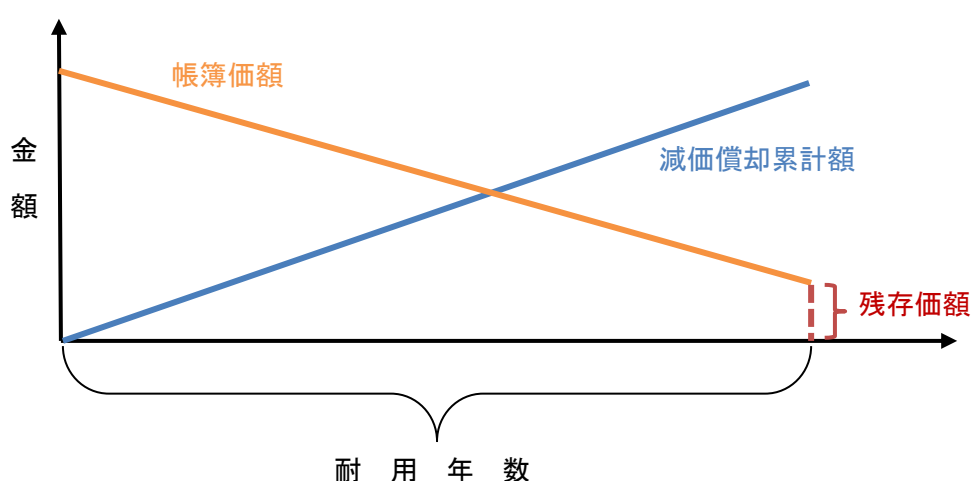
帳簿価額は、減価償却の考え方をを用いて、取得価額から法適用までの経過年数に応じた減価償却累計額を差し引いて算出する。

$$\text{帳簿価額} = \text{取得価額} - \text{経過年数に応じた減価償却累計額}$$

償却方法は定額法と定率法があるが、建物は定額法と定められており、それ以外についても定額法の採用が一般的であるため定額法を採用する。なお、計算の際の残存価額は、無形資産はゼロ、それ以外は10%（減価償却限度額は5%）とする。土地および立木は減価償却しない。

定額法による帳簿価額の算定イメージは、下図のとおり。

図表 5-10 定額法のイメージ



(出典) 公営企業会計導入調査専門委員会[2015]「図 5-9 定額法のイメージ」前掲書、83 頁。

5-3-9 その他

1 受贈資産の評価方法

民間や開発会社などから委譲された下水道資産は、受贈資産として取り扱う。

評価は当時の工事金額等をもとに行うが、それらの資料がない場合は、実績単価や仮想設計を実施して評価を行う。

i) 設計書等があり、資産内容と取得価額が明らかな場合

⇒通常の資産と同様の手法により、資産整理する。

ii) 民間が作成した配管台帳や下水道台帳等を基に評価する場合

⇒図面から数量（管種、口径、延長など）を調査し、地方公共団体の実績平均単価、若しくは費用関数等により取得価額の見積額を評価する。

2 資料不足時の評価方法

設計書、完成図書又は受贈資産関係資料などで確認できなかった資産については、不明資産として建設年次、取得原因の特定（推定）を行う。

推定に際しては、地方公営企業資産再評価規則第 6 条（取得の時期の不明な資産）および同第 7 条（取得価額の不明な資産）に示されている考え方を参考とすることを基本とし、実績単価などを用い、数量に乗じて評価を実施する。処理場設備などは、機器単価をもとに仮想設計を行い、取得価額を算出する。

また、不明資産の中で、既に耐用年数が経過したものなどは仮想設計等労力をかけずに資産価値 0 円（若しくは 1 円）として計上することなどの対処方法も考えられる。

地方公営企業資産再評価規則第 6 条（取得の時期の不明な資産）および同第 7 条（取得価額の不明な資産）について以下に示す。

図表 5-11 地方公営企業資産再評価規則第 6 条および第 7 条

<p>(取得の時期の不明な資産)</p> <p>第六条 取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。</p> <p>一 当該資産について最も古い記録がある時期</p> <p>二 当該資産について、その令附則第六項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼった時期</p> <p>三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期</p> <p>イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期</p> <p>ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期</p> <p>ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期</p> <p>ニ 当該資産に表示されているその製作の時期</p> <p>ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期</p> <p>ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期</p> <p>ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期</p>
<p>(取得価額の不明な資産)</p> <p>第七条 取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。</p> <p>一 当該資産について最も古い記録に記載された価額</p> <p>二 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期と同じ時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額</p> <p>三 当該資産の取得の時期における同じ種類の資産又はこれに類似する他の資産の価額</p> <p>四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産で、その取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数に乗じて算出した金額当該資産に類似する資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数÷当該資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数</p> <p>五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額</p>

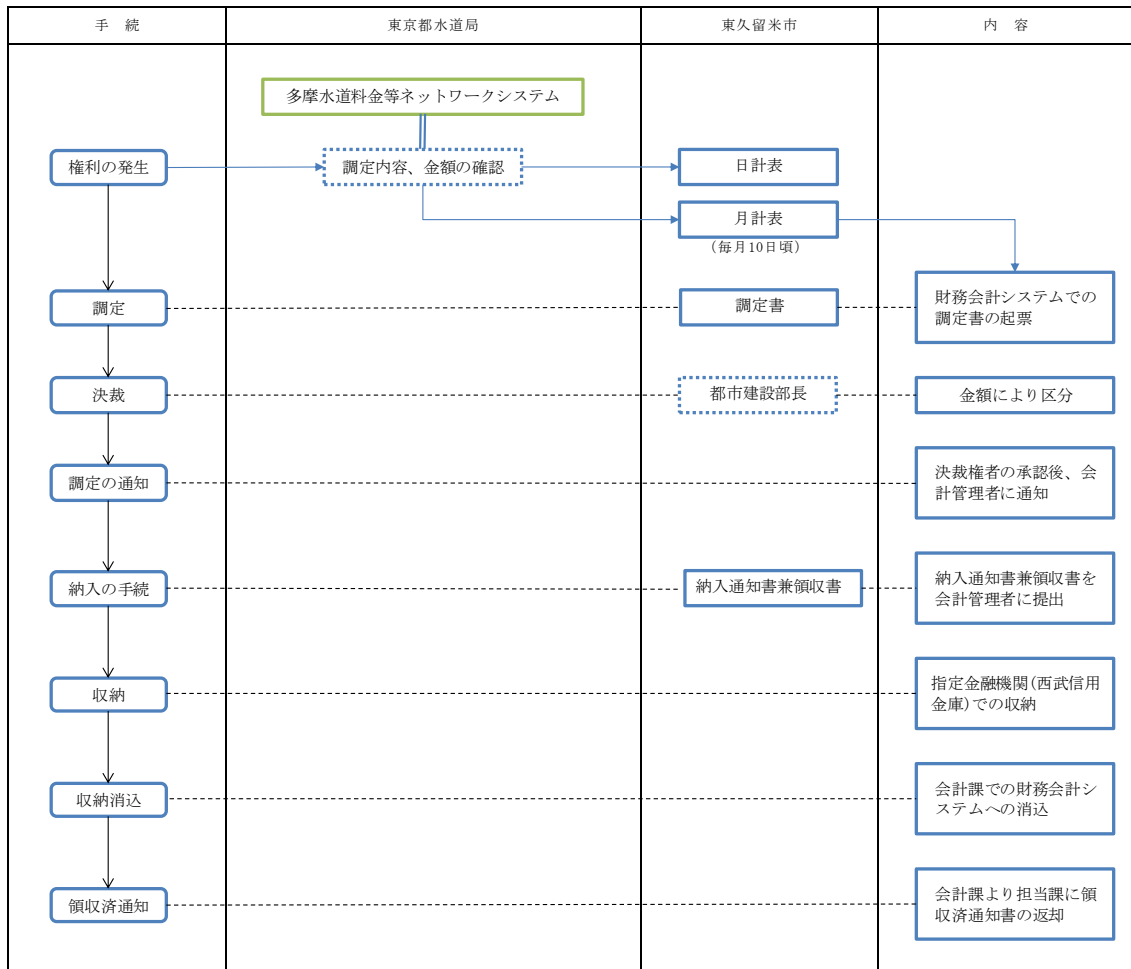
第6章 移行事務（法適化に伴う事務手続きと調整事項）

6-1 事務執行体制に関する調査

主な業務として、収入、支出、工事・業務の発注における現状フローの調査結果を下図に示す。フローに示される会計課が対応している事務については、法適用後、下水道事業で実施するか、事務委任で行う等、調整を行う必要がある。

6-1-1 現状収入フロー

図表 6-1 収入フロー



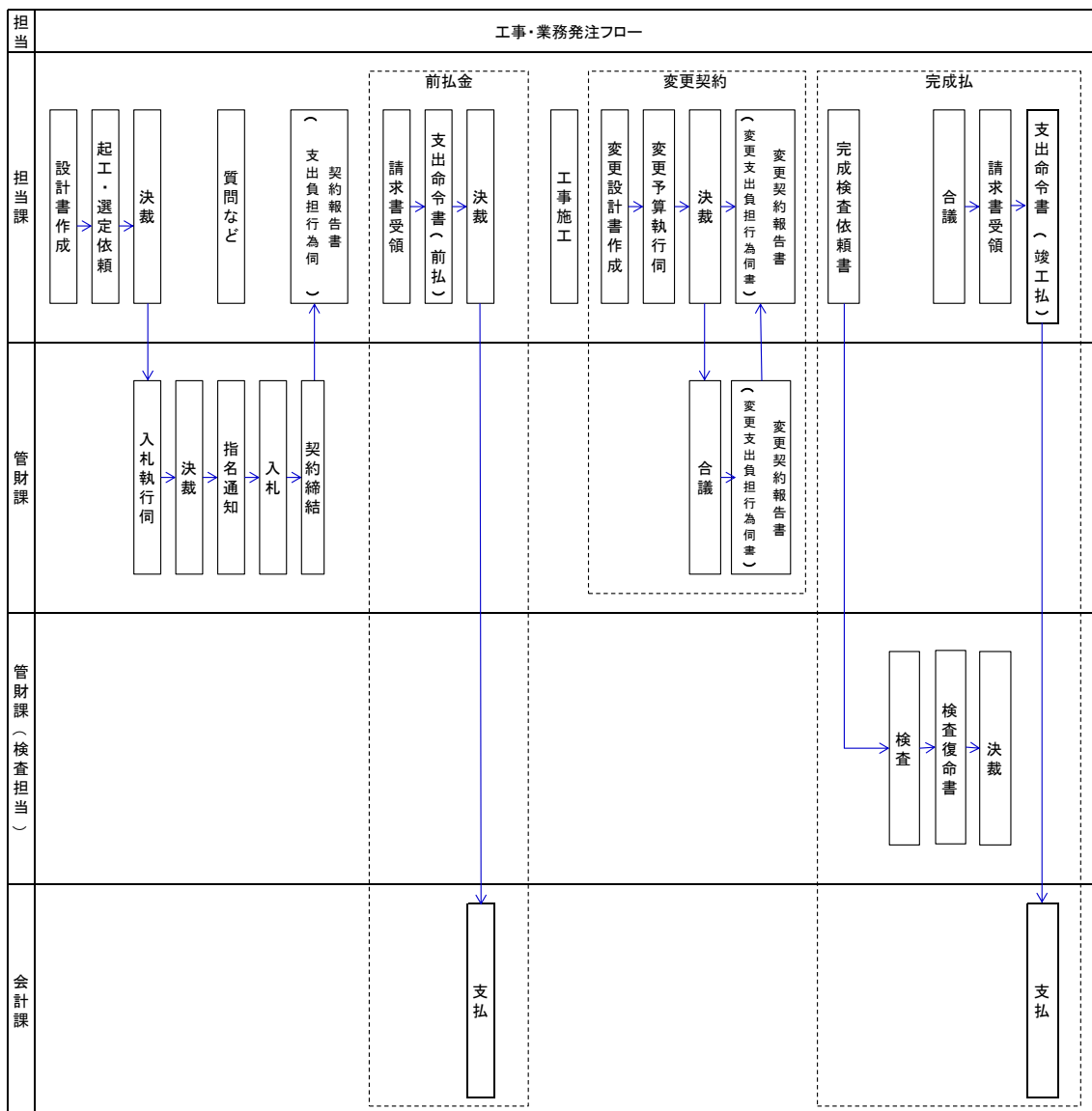
6-1-2 現状支出フロー

図表 6-2 支出フロー

手 続	担当課	内 容
予算執行伺		担当課で起案
↓		
決裁		金額により区分
↓		
契約・発注	担当課・管財課	
↓		
支出負担行為	担当課	
↓		
作業		工事・業務実施
↓		
納品・完了		契約の履行・納品等
↓		
検査	担当課	完了の通知を受けてから10日以内 (工事は14日以内)
↓		
完了報告		
↓		
請求		請求書の受理
↓		
支出命令	担当課	担当課の起票
↓		
決裁		課長決裁
↓		
支出命令の受理	会計課	会計課の審査
↓		
支払手続		
↓		
指定金融機関	西武信用金庫	振込手続
↓		
債権者への支払		債権者への口座振込

6-1-3 現状工事・業務発注フロー

図表 6-3 工事・業務発注フロー



6-2 所管課との調整事項

法適用により、現行の条例、規則、計理方法などが大幅に変わるため、事前に関連部署との調整を行う必要がある。

図表 6-4 所管課との調整事項

項目	調整事項	所管課	
組織	移行中・移行後における組織人事の調整	総務部職員課	
	庁舎の維持管理経費負担等の調整	総務部管財課	
計理	運用	会計管理者への事務委任の範囲	会計課
		移行後の職員給与事務フローの確認	総務部職員課
		移行後の起債発行事務フローの確認（申請事務および銀行折衝等）	企画経営室財政課
		移行後の一時借入金事務フローの確認（手順および借入先等）	会計課
	打ち切り決算	打ち切り決算スケジュール調整	会計課 企画経営室財政課
		引継ぎ金および収納事務の移行調整	会計課
		移行前一般会計繰入金の入金時期の調整	会計課 企画経営室財政課
		移行前年度の起債の申請時期および入金時期の調整	企画経営室財政課
		一時借入金の調整	会計課
	新予算編成	移行前年度の予算編成スケジュール調整	企画経営室財政課
		予算科目・勘定科目の検討	企画経営室財政課
		退職手当の負担方法等について調整	総務部職員課 企画経営室財政課
		移行後の一般会計繰入金（負担金、補助金、出資金）	企画経営室財政課
		各種委任事務等に対する経費の負担について調整	関係各課
		予算書の製本等について	企画経営室財政課
契約事務	契約検査事務、事務に対する経費について	総務部管財課	
システム関連	各種システムの導入	総務部情報管理課 (会計課、総務部職員課・管財課、企画経営室財政課)	
	庁内 LAN に関する調整	総務部情報管理課	
条例	条例・規則の改正スケジュールの整理	総務部総務課	
	条例・規則の新設・改廃（案）の作成・決裁		
監査	例月監査の実施内容および時期の確認（必要書類等の調整）	監査委員事務局	
	公営企業共通事項および下水道事業独自事項の説明		
会計	金融機関の関係者に対する法適用実施スケジュールの説明	会計課	
	金融機関の関係者との契約書、協定に関する打合せ		
	収納取扱金融機関（指定予定）の金融機関に対する説明会の開催		
	各金融機関から指定を受けることの内諾書を受理		
	指定する金融機関、契約、協定書および担保の徴収について決裁		
	企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認		
	年度末前後の収納金の取扱いについて		
広報	広報で組織等変更を住民等に周知する	秘書広報課	

6-3 制定・改定を要する条例・規則等の把握

6-3-1 法適用へ向けて制定をする条例・規則

地方公営企業法の適用へ向けては、以下に示す項目について条例・規則等の制定・改定が必要である。

図表 6-5 制定する条例・規則等の例

制定・改定等を行わなければならない 条例・規則の名称	根拠法令
① 公営企業の設置およびその経営の基本に関する事項について定める条例	法第4条
② 予算の調整および議決	法第24条第2項
③ 企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定	法第27条ただし書
④ 予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例	法第33条第2項
⑤ 職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例	法第34条
⑥ 企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停および仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定のうち議会の議決を経なければならないものを定める条例	法第40条第2項
⑦ 企業の業務状況を説明する書類に関する条例	法第40条の2第1項
⑧ 企業出納員および現金取扱員の任命	法第34条の2および第28条第2項
⑨ 企業の会計事務の処理の特例に関する規則（会計規程に相当するもの）	法第34条の2 規則第2条
⑩ 出納その他の会計事務および決算の事務の全部又は一部を会計管理者に行わせる場合には、その旨の条例	法第34条の2ただし書

（出典）総務省自治財政局公営企業課他[2015]「制定を要する条例・規則等の例」前掲書、23頁。

6-3-2 条例・規則等の改定・廃止作業

平成30年3月議会後の条例等について、改定・廃止案を検討する。これらの対象となる条例・規則等の例示を図表6-6に示す。

図表 6-6 改定・廃止の対象となる例規の例

例規名称	制定年月日	例規番号
東久留米市下水道事業特別会計条例	平成20年3月31日	条例第3号
東久留米市組織規則	平成8年3月28日	規則第4号
東久留米市事務決裁規程	昭和61年7月15日	訓令甲第2号

第7章 システム導入の方針

7-1 本市下水道事業における地方公営企業会計関連システム導入状況

法適用した場合、従来の官公庁会計より地方公営企業会計方式へ変更される。これに伴い地方公営企業会計方式の新たな事務処理が発生するが、それら煩雑かつ膨大な伝票処理を手作業で行うことは不可能であり、会計処理のための新たな会計システム構築が不可欠である。また資産評価の面でも、膨大な資産を管理し、減価償却して適正な費用を算出するためには、コンピューターでの計算が不可欠である。

公営企業会計に対応したシステムに移行する必要があるが、導入まで相当な期間を要する可能性もあることから、慎重な検討が必要である。

また、本市一般会計においては新公会計システムの導入が平成 30 年度に予定されている。

図表 7-1 公共下水道事業 関連システム導入状況調査

システム名称	概要	提供元	所管課	導入状況
固定資産台帳管理システム	固定資産台帳を管理するシステム	FCOM	下水道担当	導入済みであるが、財源情報等に対応するシステムではない。
起債管理システム	起債の管理を行うシステム	ぎょうせい	下水道担当 財政課	財政課と共同のシステムを利用
契約管理システム	契約の管理を行うシステム	ジャパンシステム	管財課	今後一般会計にて導入予定
備品台帳システム	備品の管理を行うシステム	ジャパンシステム	管財課	今後一般会計にて導入予定
公有財産台帳システム	公有財産台帳の管理を行うシステム	ジャパンシステム	管財課	今後一般会計にて導入予定
下水道台帳システム	埋設管路の管理を行うシステム	TGS	下水道担当	導入済み
財務会計システム	財務会計の管理を行うシステム	NEC	管財課	導入済み 平成 30 年度にリプレイス予定
多摩水道料金等ネットワークシステム	水道料金・下水道使用料情報の閲覧を行うシステム	東京都水道局	下水道担当	導入済み

(出典) ヒアリング調査の結果に基づく。

7-2 地方公営企業法適用に向けた各種システムの把握

7-2-1 地方公営企業法適用に向けた各種システム

地方公営企業法適用後、公営企業会計の経理を適正に維持する目的で、導入検討すべきシステムは図表 7-2 となる。

図表 7-2 地方公営企業法適用に向けて検討すべきシステムの把握

システム	概要	法適用後の取扱
公営企業会計システム	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業会計の会計経理や、予算編成、決算処理を行うシステム 	必須
固定資産システム	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳の管理として、帳簿価額、長期前受金を管理するシステム 	必須
企業債管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 企業債を管理するシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業会計（法適用）では数種の企業債と固定資産、償還財源としての一般会計繰入金との対応を管理する必要があるため、導入を検討。
契約管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 契約情報を管理するシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 事務作業の効率化を図ることができるため要検討。
人事給与システム	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人事・給与、出退勤の管理を行うシステム 	給与計算等事務をおこなう場合にのみ必要
決算統計システム	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計の情報を活用し、総務省の公営企業歳入・歳出決算状況調査表を作成するシステム 	決算事務の効率化
下水道台帳システム	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管路施設情報を管理するシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道台帳の備置は必要であり、修繕、更新履歴の統一的な管理に必要。
排水設備管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備情報を管理するシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕、更新履歴の統一的な管理に必要。
工事台帳システム	<ul style="list-style-type: none"> 工事台帳登録、事務費按分機能等 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の耐用年数は管渠の場合、50年と長期間に及ぶ。そのため、工事情報も一定の管理水準で整然と管理することが必要である。導入により事務の効率化を図ることが可能。

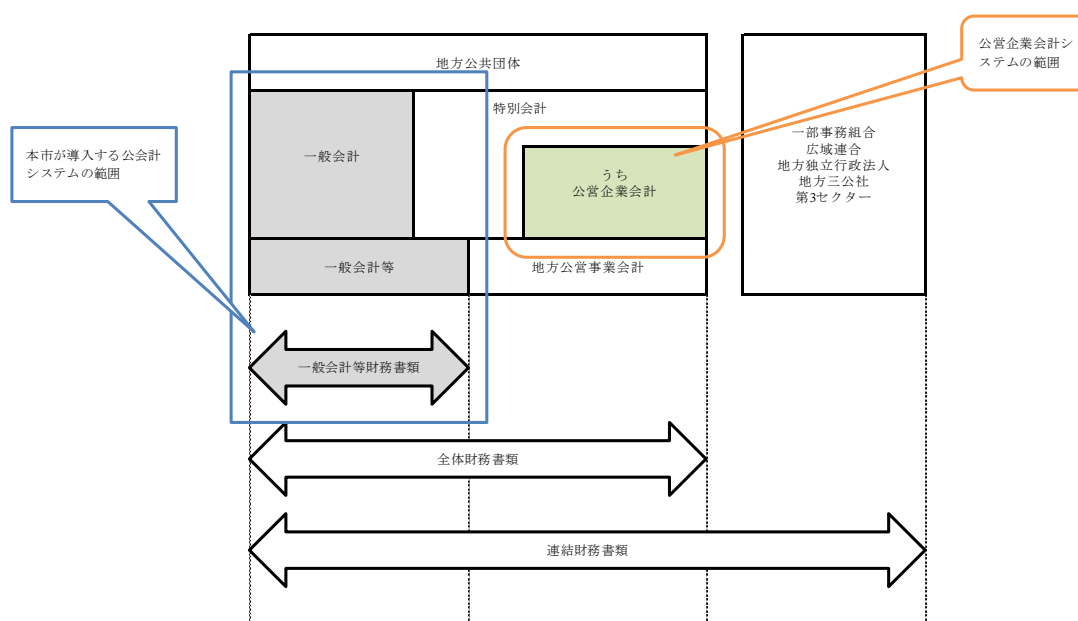
(出典) 総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室[2015]「各事業で運用されている既存の各種システムの例」『地方公営企業法の適用に関するマニュアル』総務省、平成 27 年 1 月、25 頁を加筆。

7-2-2 公会計システムとの相違点

本市では平成 30 年度に新公会計システムの導入を予定している。新公会計システムも公営企業会計システムと同様に複式簿記に対応したシステムであるが、次の観点から地方公営企業会計に対応した会計システムの導入が必要となる。

総務省自治財政局財務調査課 [2016]「財務書類作成要領」『統一的な基準による地方公会計マニュアル』総務省、平成 28 年 5 月改訂、2 頁では、「②地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「地方公共団体財政健全化法」といいます。）第 2 条第 1 号に規定する「一般会計等」に同じ。）を基礎として財務書類を作成します。」としている。そこで、地方公共団体財政健全化法第 2 条 1 号の内容をみると、図表 7-3 のように整理することができる。

図表 7-3 公会計システムと公営企業会計システムの範囲



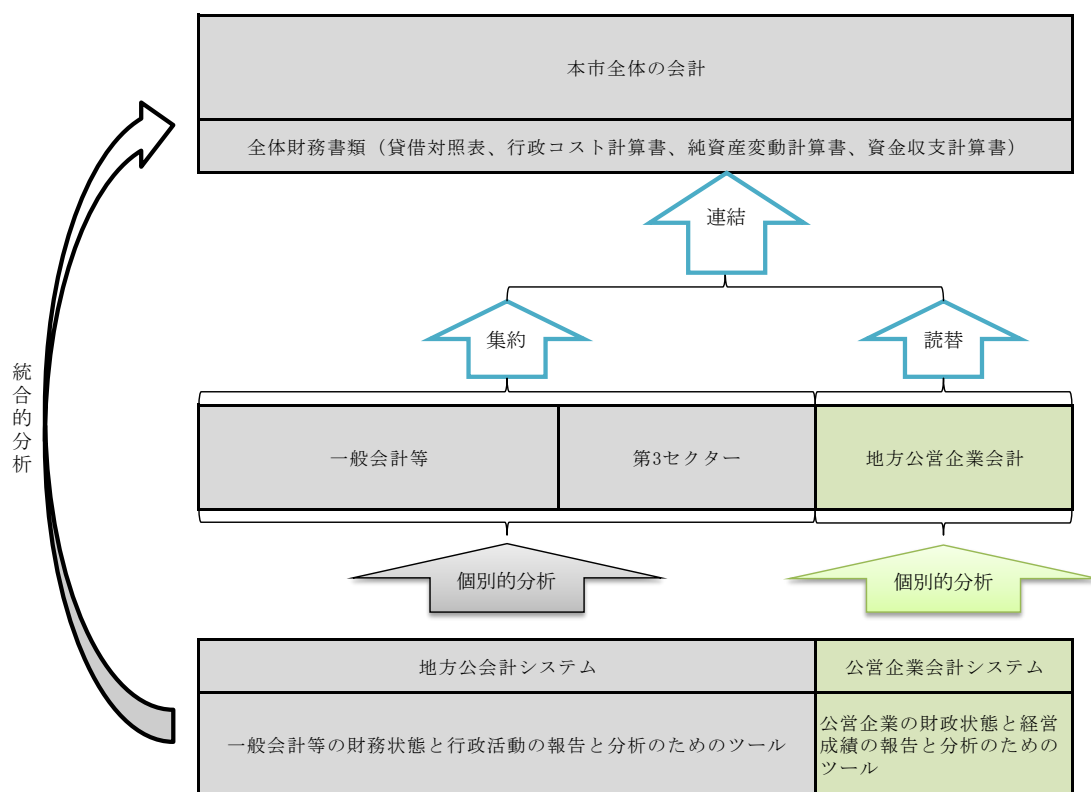
(出典) 総務省自治財政局財務調査課 [2016]「図 1 財務書類の対象となる団体(会計)」『統一的な基準による地方公会計マニュアル(財務書類作成要領)』総務省、平成 28 年 5 月改訂、2 頁を加筆。

図表 7-3 のとおり、本市が導入する公会計システムの範囲には、地方公営企業法による財務書類作成機能が含まれていないが、地方公会計は、地方公共団体の財政状態と行政活動の報告を資産、負債、純資産(資本)と費用、収益の連動の様子を明確にして、本市市民に報告し、理解をもとめるための手段であり、分析ツールである。地方公会計システムと公営企業会計システムとの関係を示すと図表 7-4 のとおりである。

公営企業会計システムは、公営企業(法適用企業)の財政状態と経営成績を報告し、分析する機能を持つのに対し、地方公会計システムは、一地方公共団体全体の財政状態と経営成績を、住民をはじめとする関係者に対し報告し、分析する機能を有するものである。

公営企業会計システムが、地方公営企業法にのっとりた厳格な会計システムとして、個別的分析に役立つものであるのに対し、地方公会計システムは、本市全体を通じた財政状態や経営活動を分析するに利用されるツールであり、統合的分析として機能するものとして位置づけられる。

図表 7-4 地方公会計システムと公営企業会計システムの関係



次に、公営企業会計システムに特有の機能について説明する。

1 予算管理区分の相違

地方公営企業会計の予算管理区分は、予算様式（同法施行規則別記第1号（第45条関係））によらなければならないが、その場合、14区分（実質的には第1条（総則）、第2条（業務の予定量）を除く12区分）である。しかし、公会計（システム）には、地方公営企業会計のような詳細な予算管理区分が存在しない。総務省自治財政局財務調査課[2016]「連結財務書類作成の手引き」『統一的な基準による地方公会計マニュアル』総務省、平成28年5月改訂にも、地方公営企業法における予算管理区分に関する記載は見られない。

法定決算書類の読み替えによって連結財務書類を作成することを指示しているが、個別財務書類（「下水道事業会計のみの財務書類のこと」をいう。）の作成方法についてはなんらの指示はない。つまり、「決算書類の読み替え」機能が導入予定の公会計システムに含まれていると考えられる。

2 固定資産管理方式の相違

総務省自治財政局財務調査課[2016]によれば、公会計における読替方針は「① 下水道事業に関する固定資産は、すべてインフラ資産と物品とする¹³。」とされており、下水道施設の固定資産の階層性を完全に捨象・単純化したものとしている。この読替方針から鑑みるに、公会計の固定資産管理方式において更新需要額の算定、ストックマネジメントおよび老朽資産対応のための予防保全や国交省が定める処分制限期間への対応は全くないといえる。もっともこの方針は地方公営企業会計による詳細な資産管理を前提とし、公会計の連結財務書類作成のために読み替えるためのものであり、公会計の制度を否定するものではない。

7-3 地方公営企業法適用に向けたシステムの整備方針

現在運用しているシステムについても、従来どおり利用可能か否かの検討が必要である。検討の際には、新たに導入するシステムについても、現行システムとの連携や、仕様の変更による対応等について考慮するものとする。

7-3-1 地方公営企業法適用に向けて導入を検討する各種システム

地方公営企業法の適用に対して、新規に導入を検討するシステムは、次の観点から公営企業会計システム、固定資産システム、決算統計システムとする。

- i) 地方公営企業法適用により整備する必要があるシステム（会計システム、固定資産システム）
- ii) その他、事務の効率化を図るためのシステムについては、費用対効果等を検証し導入の検討を行う。
- iii) 法適用に向けた直近の必要費用を抑制するため、既存システムを最大限利用する。

7-3-2 スtockマネジメントを目指したシステム

今後、更新需要が多くなると想定される本市では、将来の更新投資等に関するストックマネジメントシステムが必要と考えられる。

本システムは維持管理情報や施設更新情報を具備した下水道台帳システム等と連携することにより、将来の更新計画や、下水道使用料の算定に有効であると考えられる。

今後、本市下水道事業に有効と考えられるシステムを次に示す（**図表 7-5**）。

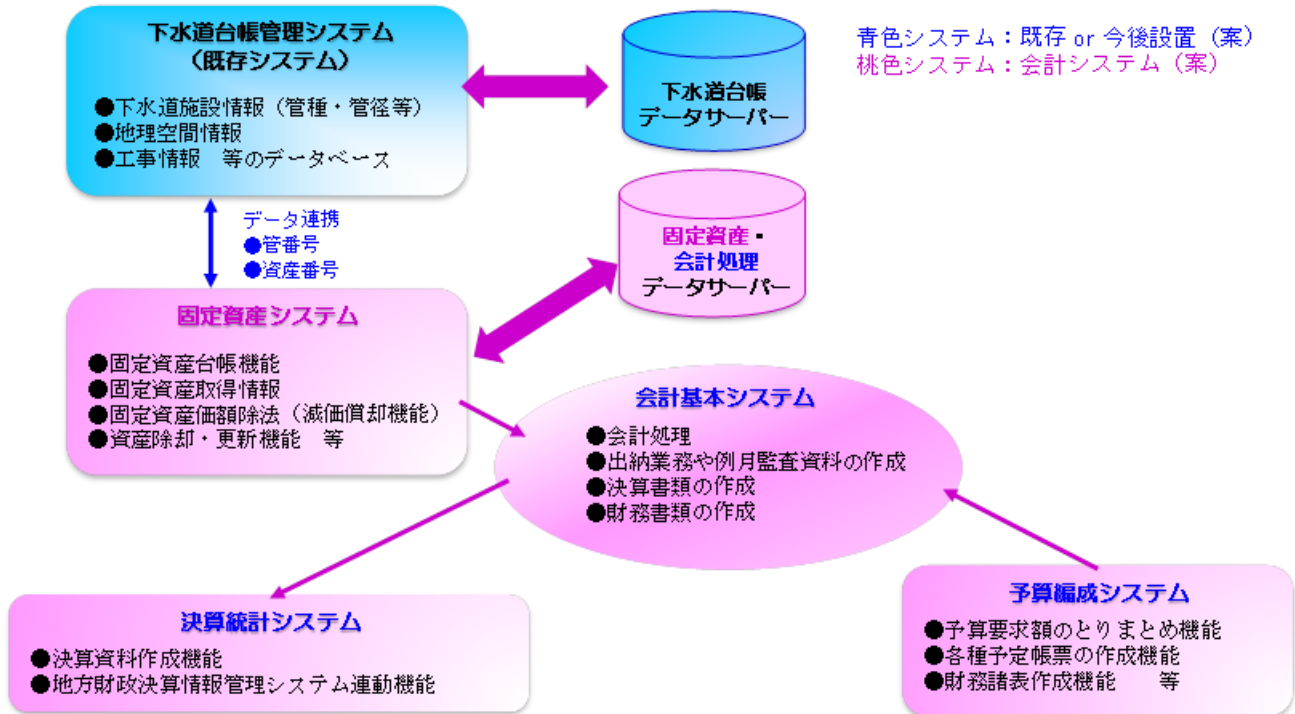
¹³ 総務省自治財政局財務調査課[2016]「連結財務書類の手引き」前掲書、66頁。

図表 7-5 スtockマネジメントを目指したシステム

システム	概要	システムの位置づけ
Stockマネジメントシステム	下水道施設の劣化予測、将来更新費の予測をするシステム	調達によりStockマネジメントに寄与するシステム

同システム導入では法適用において導入する固定資産台帳システムと管路の下水道台帳システムとの連携が維持管理・更新投資費用の計画に有効であると考えられる。

7-3-3 導入を検討するシステム構成図



第8章 法適用に係る移行スケジュール

8-1 法適用に係る全体スケジュールの整理

全体工程は図表 8-1 に示す全体工程表を基に、平成 32 年 4 月 1 日に地方公営企業法の適用を行うために必要な個別工程とその完了時期を明確にするとともに、次の点に配慮して策定する。

1 固定資産台帳構築

- i) 本市下水道事業では、平成 29 年度から平成 32 年度予算策定期間までの固定資産台帳の整備完了を目標とする。
- ii) 整備された固定資産台帳を基に、固定資産台帳システムの構築、運用を開始する。
- iii) 固定資産台帳では地方公営企業法の会計規則に基づく、財源、長期前受金戻入額等の情報を整理しなければならない。

2 庁内関係課協議

- i) 新規の地方公営企業の創設に伴う庁内調整事項の抽出。
- ii) 地方公営企業法適用に向けた庁内調整事項の協議の開始。

3 組織

- i) 地方公営企業法適用準備のための組織運営については、**所管課との調整事項**で把握した通り、関係部局との調整に多くの時間を費やすこととなる。このため、今後の移行事務を滞りなく進めるためには、専任の担当者を配置することが必要となる。また、その際には今後取り組むべき課題を踏まえ、会計事務・法制執務、システム関連等に精通する人員を選任することが望ましい。
- ii) 適用後の組織体制については、関連部局との調整を踏まえ検討を行う。
- iii) 上記の検討・調整に基づいた組織体制に平成 32 年度に移行する。

4 条例・例規の制定・改定

- i) 平成 30 年度中に例規の制定・改定リスト作成を行い、庁内協議を行う。
- ii) 平成 30 年度 3 月議会後の条例を基に、制定・改定・廃止案を検討する。
- iii) 平成 31 年度 9 月議会に条例制定を議会上程する。
- iv) 条例以外の例規制定・改定・廃止案は、条例提案時期に合わせたスケジュールとする。

5 会計検討

- i) 会計システムを構築する平成 30 年度までに、地方公営企業会計の科目検討を終了させる。
- ii) 平成 31 年度 3 月議会に平成 32 年度の予算書および予定開始貸借対照表を作成し、議会上程する。
- iii) 平成 32 年 3 月 31 日打切決算移行時の収入・支出確定と特例的収入や特例的支出を把握する。

6 各種関係機関への届出

主な関係機関への届出は次のとおりである。

i) 金融機関への届出

- (ア) 金融機関協議は、地方公営企業法適用前に、適用後の新規の口座に対して、出納および収納取り扱いの届出協議を実施する。
- (イ) 金融機関の告示は、地方公営企業法適用日前に完了をさせ、打切決算時には確実に口座の切り替えを済ませる。

ii) 総務省への届出

総務省への届出は、地方公営企業法適用した場合、遅滞なくそのことを総務大臣に報告しなければならない。(令第 28 条第 2 項、規則第 51 条)。

iii) 税務署への届出

- (ア) 税務署への届出は、現行の特別会計の廃止届けおよび新規の届出を行う。
- (イ) 税務署への届出等は、地方公営企業法適用後速やかに提出をする。

7 会計システムの構築

- i) 平成 29 年度（平成 29 年 10 月頃まで）には、公営企業会計システム構築のための機能要件を整理し、電子計算組織管理運営委員会へ付議を行うと共に、次年度予算要求を行う。
- ii) 平成 30 年度に公営企業会計システムを構築する。
- iii) 平成 31 年度に公営企業会計システムの仮稼働が可能な状態にし、会計システム平成 31 年度予算執行（試行）として財務書類（予算書、予定損益計算書、予定開始貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書）及びにより平成 32 年度の予算作成や、平成 31 年度の決算作業が可能となるように準備する。
- iv) 機能要件を満たす公営企業会計システムの構築を目指す。

8 その他留意事項

地方公営企業法適用の工程自体に影響する重要工程と、条例の議会上程、条例・例規審議、新年度予算の議会報告および打切決算など関係機関との調整時期を明確にする。

図表 8-1 移行スケジュール（案）

事業区分	平成28年度												平成29年度												平成30年度（移行前々年度）												平成31年度（移行前年度）												平成32年度（移行年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
移行事務の準備・法適化基本方針検討	[Green Bar]																																																											
業務内容とスケジュールの把握	[Green Bar]																																																											
対象事業の検討	[Green Bar]																																																											
全部適用・一部適用の検討（政策会議・庁議への付議）	[Green Bar]																																																											
既存資料の状況の把握	[Green Bar]																																																											
固定資産台帳への資産登録単位の検討	[Green Bar]																																																											
制定・改正を要する条例・規則の把握	[Green Bar]																																																											
関係部局の把握	[Green Bar]																																																											
会計システムの状態の把握	[Green Bar]																																																											
下水道事業の財政分析	[Green Bar]																																																											
基本計画策定	[Green Bar]																																																											
固定資産台帳の整備	[Green Bar]																																																											
資産調査の準備	[Green Bar]																																																											
・ 資料の収集	[Blue Bar]																																																											
・ スケジュールの作成	[Blue Bar]																																																											
・ 体制の検討等	[Blue Bar]																																																											
資産調査／評価	[Blue Bar]																																																											
・ 調査方法の策定、基礎調査	[Blue Bar]																																																											
・ 取得価額の算定	[Blue Bar]																																																											
・ 資産属性の整理	[Blue Bar]																																																											
・ 固定資産管理図面の作成	[Blue Bar]																																																											
・ 固定資産システムデータの作成	[Blue Bar]																																																											
・ 法適化までの帳簿価額の算定	[Blue Bar]																																																											
・ 開始時帳簿価額の算定	[Blue Bar]																																																											
・ 長期前受金等の財源整理	[Blue Bar]																																																											
・ 次年度減価償却費の算定	[Blue Bar]																																																											
移行事務	[Blue Bar]																																																											
関係部局との調整及び組織・体制の検討	[Blue Bar]																																																											
職員研修	[Blue Bar]																																																											
条例・規則等の制定・改正	[Blue Bar]																																																											
・ 制定・改正・廃止する条例・規則のリスト化・検討	[Blue Bar]																																																											
・ 関係部局との調整・例規審査	[Blue Bar]																																																											
・ 議会への上程	[Blue Bar]																																																											
・ 条例施行により地方公営企業法の適用 公営企業会計化	[Blue Bar]																																																											
出納取扱金融機関の指定と告示	[Blue Bar]																																																											
勘定科目等の検討	[Blue Bar]																																																											
勘定科目等の設定	[Blue Bar]																																																											
予定貸借対照表の作成	[Blue Bar]																																																											
新予算の編成	[Blue Bar]																																																											
打切決算	[Blue Bar]																																																											
・ 一時借入金についての措置	[Blue Bar]																																																											
・ 予算繰越等の措置	[Blue Bar]																																																											
・ 出納閉鎖と決算作成	[Blue Bar]																																																											
・ 事務引継	[Blue Bar]																																																											
・ 法適前年度の未収・未払（特例的収支予算）	[Blue Bar]																																																											
税務署への届出	[Blue Bar]																																																											
総務省への報告	[Blue Bar]																																																											
会計システム等の整備	[Blue Bar]																																																											
公営企業会計システム等調達仕様の検討	[Blue Bar]																																																											
電子計算組織管理運営委員会への付議	[Blue Bar]																																																											
公営企業会計システム等調達仕様の作成	[Blue Bar]																																																											
契約準備・発注	[Blue Bar]																																																											
公営企業会計システム等構築	[Blue Bar]																																																											
下水道事業における会計システム等仮運用	[Blue Bar]																																																											
下水道事業における会計システム等本運用	[Blue Bar]																																																											

過年度分に加え、現年度分の整理も行う

(凡例)
 実績（見込みを含む） [Green Bar]
 予定 [Blue Bar]